



## 第2次枚方市環境基本計画



みんなでつくる、  
環境を守りはぐくむまち 枚方

平成 23 年 3 月  
枚 方 市

## はじめに

大阪府の北東部、淀川左岸に位置する枚方市は、東部に多くの自然が残されている丘陵・山地が広がり、船橋川・穂谷川・天野川の3河川が淀川に流れ込んでいます。こうした豊かな自然環境と、その中で多くの先人たちが築き積み重ねてきた歴史・文化は、私たちの暮らしと密接に関わり、恵みをもたらしてきました。私たちは、こうした貴重な財産である地域の環境とともに、かけがえのない地球環境を守り、育み、未来に引き継いでいかなければなりません。



本市では、平成10年3月に制定した「枚方市環境基本条例」に基づき、「枚方市環境基本計画」を平成13年2月に策定し、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

しかし、天然資源の枯渇や地球温暖化、生物多様性の喪失など地球規模の環境問題は、依然として深刻な状況にあり、国際社会の協調・連携とともに、市民・事業者・地方自治体など身近な地域社会に生きる者全てに、克服に向けて行動することが強く求められています。

こうした観点から、このたび、地球温暖化などの環境問題をめぐる社会状況等の変化に対応し、より具体性・実効性の高い計画とするため、環境基本計画の改定を行いました。

今回の計画では、新たに「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」をめざすべき環境像として掲げ、それを実現するために5つの基本目標を設定し、「すべての主体が環境保全活動に参加するまち」を共通の基盤として位置づけています。

計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政それぞれが主体的に考え行動し、さらに連携を深めながら、地域全体の力で環境保全の取り組みを充実していくことが必要です。本市はその先頭に立って取り組みますので、より一層のご理解とご協力を願い申し上げます。

計画策定にあたりご尽力いただきました枚方市環境審議会の各委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成23年3月

枚方市長 竹内脩

## 目 次

<b>第 1 章 計画の基本的事項 .....</b>	<b>1</b>
1. 1 計画策定の趣旨 .....	2
1. 2 計画策定の背景 .....	3
1. 3 計画の位置づけ .....	7
1. 4 計画の対象地域及び期間等 .....	8
1. 5 計画の構成 .....	9
<b>第 2 章 めざすべき環境像と基本目標 .....</b>	<b>13</b>
2. 1 めざすべき環境像 .....	14
2. 2 基本目標 .....	15
<b>第 3 章 環境施策の展開 .....</b>	<b>17</b>
3. 1 すべての主体が環境保全活動に参加するまち .....	18
3. 2 地球環境への負荷が少ないまち .....	23
3. 3 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち .....	27
3. 4 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち .....	33
3. 5 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、 資源が循環しているまち .....	38
<b>第 4 章 計画の推進 .....</b>	<b>49</b>
4. 1 各主体の役割 .....	50
4. 2 計画の推進 .....	51
4. 3 環境指標 .....	52

## 第1章

# 計画の基本的事項

- 1. 1 計画策定の趣旨
- 1. 2 計画策定の背景
- 1. 3 計画の位置づけ
- 1. 4 計画の対象地域及び期間等
- 1. 5 計画の構成

## 1. 1 計画策定の趣旨

環境基本計画は、「第4次枚方市総合計画」のめざすまちの姿である「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」の実現を環境面において補完・具体化するとともに、「枚方市環境基本条例」の基本理念に基づき環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

本市では、「枚方市環境基本条例」に基づき平成13年2月に「枚方市環境基本計画」を策定し、市民・事業者とともに様々な環境保全の取り組みを推進してきました。しかし、策定から10年が経過し、地球温暖化対策の本格化や生物多様性の重要性の高まりなど、環境を取り巻く状況が大きく変化しています。

これらの社会状況等の変化に対応するだけでなく、これまでの環境保全の取り組みを踏まえ、「第4次枚方市総合計画第2期基本計画」や分野別行政計画である「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」、「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」などとの整合を図るとともに、より具体性・実効性の高い基本計画とするために、新たな計画を策定しました。



淀川の流れと枚方市のまち並み

## 1. 2 計画策定の背景

### 1) 前計画における主な取り組み

平成 13 年 10 月に環境管理の国際規格である ISO14001 を認証取得し、環境マネジメントシステムを構築するとともに、市立学校園においても、本市独自の「学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）」を構築し、環境保全の取り組みを推進してきました。また、平成 16 年 2 月には、市民・事業者・行政のパートナーシップ組織である「ひらかた環境ネットワーク会議」が発足し、平成 18 年 4 月には NPO 法人化しました。

本市では、「NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議」をはじめとする環境関連市民活動団体や事業者と連携・協力しながら、啓発活動等の取り組みを行うなど、地球温暖化対策や廃棄物・リサイクル対策などの様々な施策・事業を進めてきました。

#### (1) 地球温暖化防止に向けた取り組み

平成 16 年 3 月に「枚方市地域新エネルギービジョン」を、平成 19 年 6 月に「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」及び「枚方市役所 CO<sub>2</sub>削減プラン～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～」を策定しました。これらの計画に基づき、公共施設の省エネルギー化や太陽光発電システムの率先導入を行いました。また、市民・事業者への太陽光発電システムの導入支援を行うとともに、「ひらかたエコライフキャンペーン」や「ライトダウンキャンペーン」、「ひらかたエコチェック DAY」を行うなど、様々な啓発イベント・キャンペーンを継続的に実施し、市民・事業者を巻き込んだ取り組みを行いました。

平成 21 年 4 月には「枚方市地球温暖化対策協議会」を設立し、省エネセミナー や啓発イベントを開催するなど、市内事業者との連携を強化し、地球温暖化防止に向けた取り組みを行いました。

#### (2) 自然環境の保全の取り組み

平成 16 年 11 月に「枚方市里山保全構想」を、平成 18 年 5 月に「枚方市里山保全基本計画」を策定し、「枚方市東部地域里山保全基金」の創設や各地区における森づくり委員会の開催、里山保全活動団体との意見交換会、森林ボランティアの育成事業等を通じ、里山保全の取り組みを推進しました。

第 3 回及び第 4 回の自然環境調査を実施するなど、市内の動植物の生息・生育環境等の把握を行い、生態系の保全に向けた取り組みを行いました。また、人と自然とのふれあいを図るため、自然観察会の開催や学校ビオトープ池の整備などを行いました。

### (3) 環境美化の取り組み

清潔で美しいまちづくりを推進するため、平成 14 年に「枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例」を施行し、ごみのポイ捨てや犬のふんの放置等の防止対策を推進しました。また、平成 20 年には「枚方市路上喫煙の制限に関する条例」を施行し、公共の場所における歩行喫煙を禁止するとともに、枚方市駅と樟葉駅周辺の一部を路上喫煙禁止区域に指定しました。

### (4) 循環型社会の構築に向けた取り組み

平成 15 年 3 月に循環型社会の構築と焼却ごみの半減をめざして「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画」を策定しました。平成 20 年 2 月には「北河内 4 市（枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市）リサイクルプラザ「かざぐるま」を稼働し、ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集を全市域で開始しました。また、同年 12 月に東部清掃工場を本格稼働させました。家庭系ごみについては大型ごみの有料化の実施やスマートライフの啓発などを行うとともに、事業系ごみについてはごみの減量化と資源化に向けた指導や啓発を行うなど、市民・事業者と連携・協力を図りながら着実に取り組みを進めてきました。

平成 21 年 6 月には循環型社会の構築に向けた取り組みをさらに推進するため、「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」を新たに策定しました。



東部清掃工場

## 2) 環境を取り巻く主な社会状況等の変化

### (1) 地球温暖化防止に向けた取り組みの本格化

平成19年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書では、気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人間活動による温室効果ガス濃度の増加によってもたらされた可能性が非常に高いとしており、近年、世界各地で異常気象の発生、氷河や北極の海水の減少などが報告されています。

平成9年の気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書では、第一約束期間である平成20～24年の温室効果ガスの排出量を平成2年に比べて6%削減することが定めされました。これを機に、国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定や「京都議定書目標達成計画」の策定など、本格的な地球温暖化対策が進められるようになりました。その後、国連気候変動サミットにおいて、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスの排出量を平成32年までに25%削減する目標を表明しています。

### (2) 資源循環に向けた取り組みの進展

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、資源の枯渇への懸念や廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫するなど、深刻な状況を引き起こしています。また、これらの社会経済活動は、温室効果ガスの排出による地球温暖化の問題や自然破壊による生態系の危機などとも密接に関連しており、地球環境に大きな負荷を与えています。

国内においては「循環型社会形成推進基本法」が制定されるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が一体的に整備されました。その後も、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進する法的基盤は整備され、平成20年には「第2次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されています。

### (3) 生物多様性の重要性の高まり

地球上の生物は、それぞれが網の目のように様々な関係でつながっており、豊かな生物多様性の恵みがあることではじめて、私たちは暮らすことができています。しかし、私たちの社会経済活動によって、生物の生息・生育環境が大きく損なわれ、生物多様性の大幅な喪失が引き起こされています。国内外でこうした生物多様性に関する関心が高まる中で、平成22年には、名古屋市において生物多様性条約(CBD)第10回締約国会議(COP10)が開催され、遺伝資源へのアクセスと利益分配(ABS)に関する名古屋議定書と、平成23年以降の新戦略計画(愛知目標)が採択されました。

国内においては、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に、平成20年に「生物多様性基本法」が制定され、平成22年には「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定されています。この国家戦略の中で、危機の要因として次の「3つの危機」と「地球温暖化の危機」が指摘されています。

表 1.2.1 3つの危機と地球温暖化の危機

第1の危機 (人間活動や開発による危機)	人間活動や開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育空間の縮小、消失
第2の危機 (人間活動の縮小による危機)	生活様式・産業構造の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる里山などの環境の質の変化、種の減少や生息・生育状況の変化
第3の危機 (人間により持ち込まれたものによる危機)	外来種や化学物質など人為的に持ち込まれたものによる生態系のかく乱
地球温暖化の危機	地球温暖化によってもたらされる種の生息・生育地の縮小、消失等の影響

## 1. 3 計画の位置づけ

本計画は、「枚方市環境基本条例」第9条第1項に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。また、「第4次枚方市総合計画」の分野別行政計画として、環境面において具体化する計画であり、環境施策を推進するための基本方針となるものです。

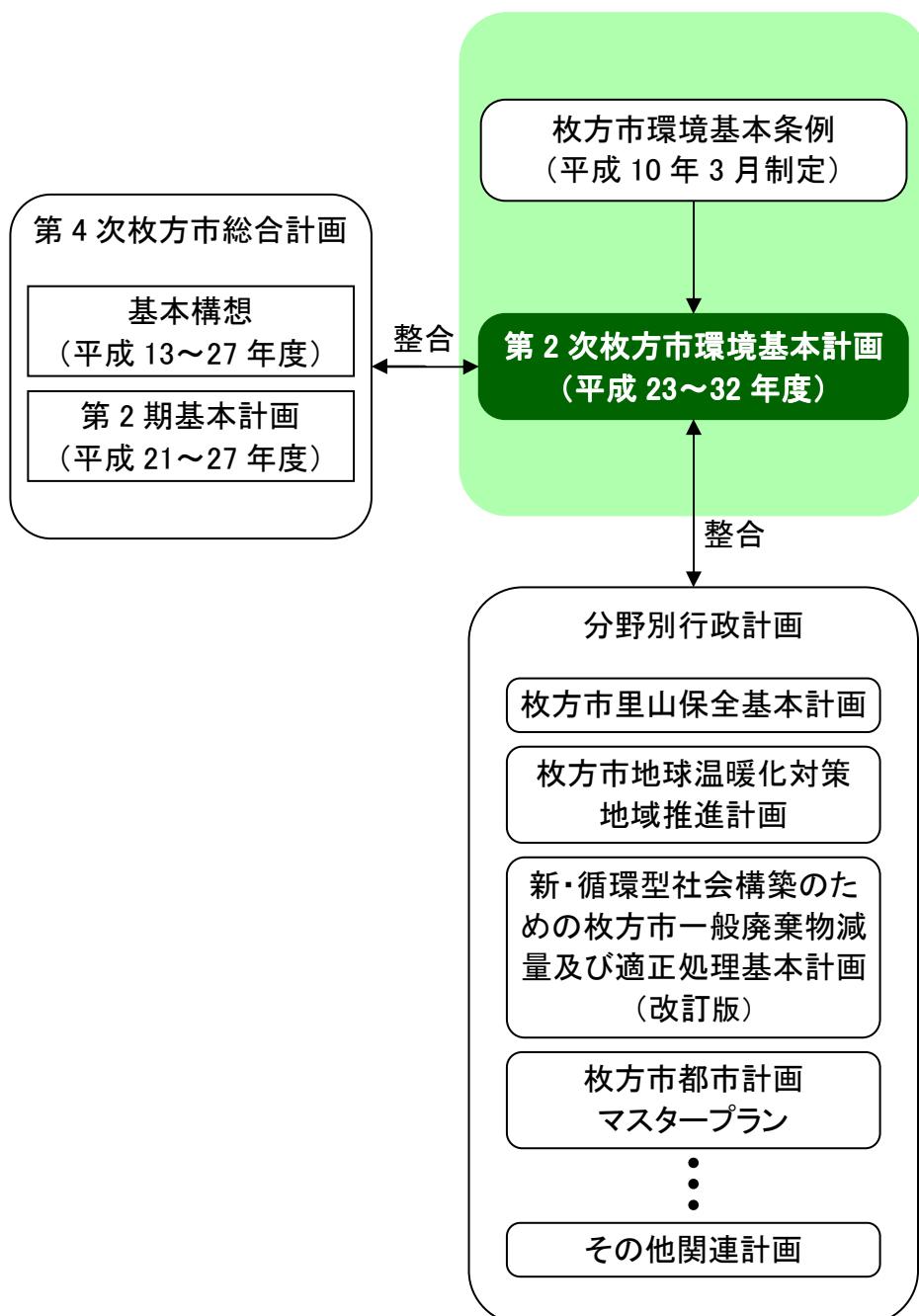


図 1.3.1 環境基本計画の位置づけ

## 1. 4 計画の対象地域及び期間等

### 1) 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、枚方市全域とします。

### 2) 計画の期間

本計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とします。

なお、本市を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います  
が、概ね 5 年後に中間見直しを行います。

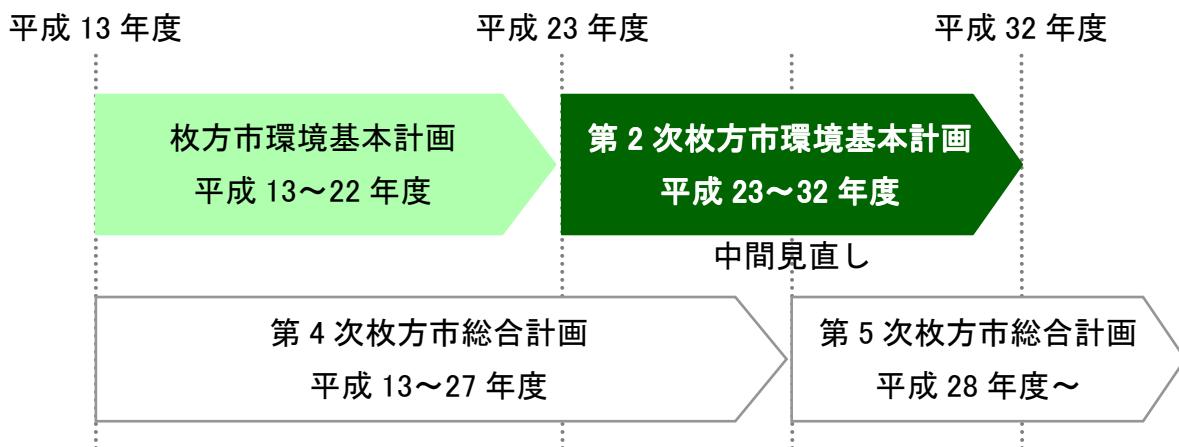


図 1.4.1 環境基本計画の計画期間

### 3) 計画の対象とする「環境」の範囲

本計画では、次の 4 つの視点から定義する「環境」を対象とします。

表 1.4.1 対象とする「環境」の範囲

項目	対象
地球環境	地球温暖化、エネルギー、酸性雨、オゾン層など
自然環境	里山、農地、生態系、水辺地、自然とのふれあいの場など
都市環境	都市基盤、景観、まち美化、歴史文化遺産など
生活環境	廃棄物、大気質、水質、騒音、土壤汚染、化学物質など

## 1. 5 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。

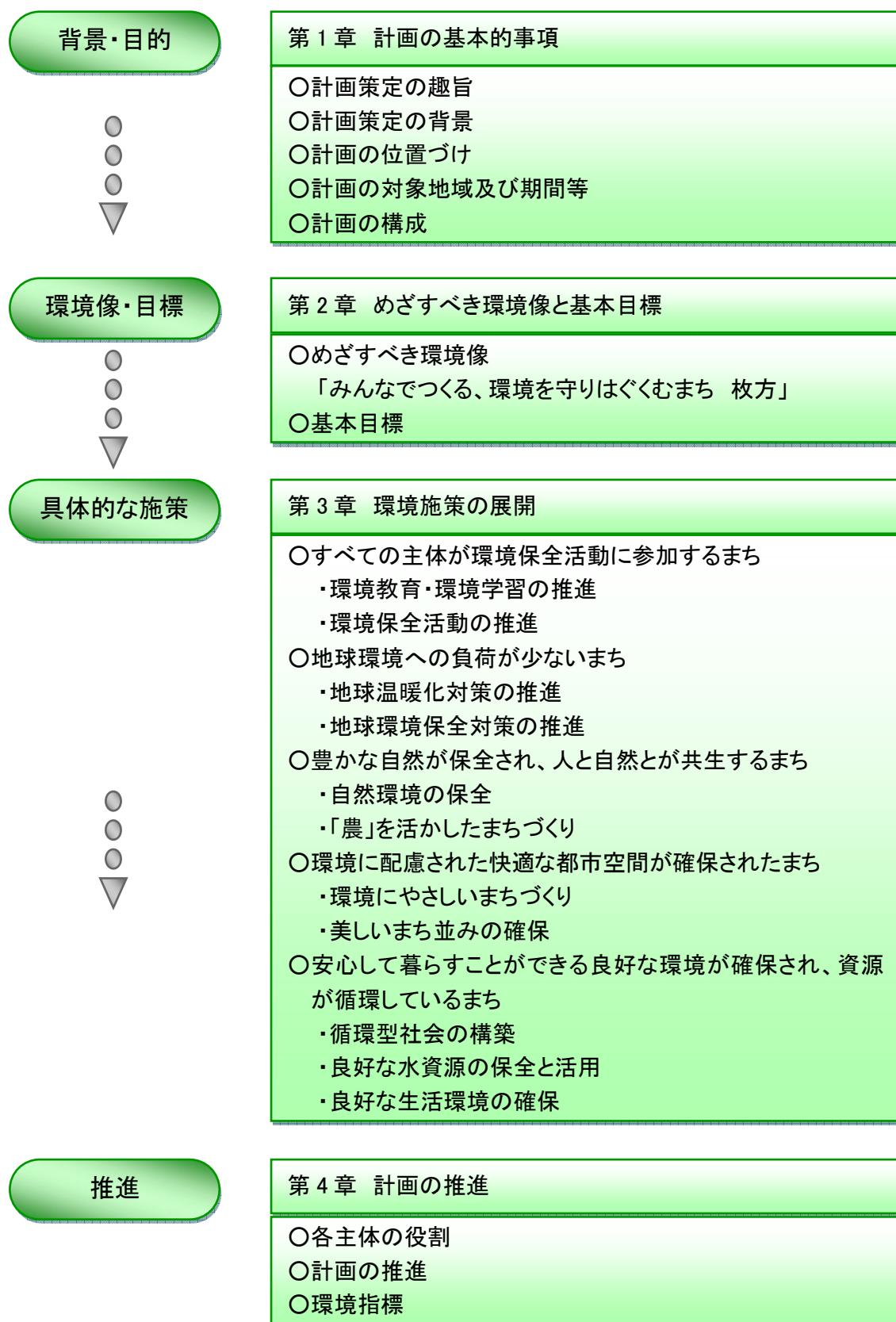


図 1.5.1 本計画の構成

## ■施策の体系

### めざすべき環境像と基本目標

環境像

基本目標

みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方

すべての主体が環境保全活動に参加するまち  
【人づくり】

地球環境への負荷が少ないまち  
【地球環境】

豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち  
【自然環境】

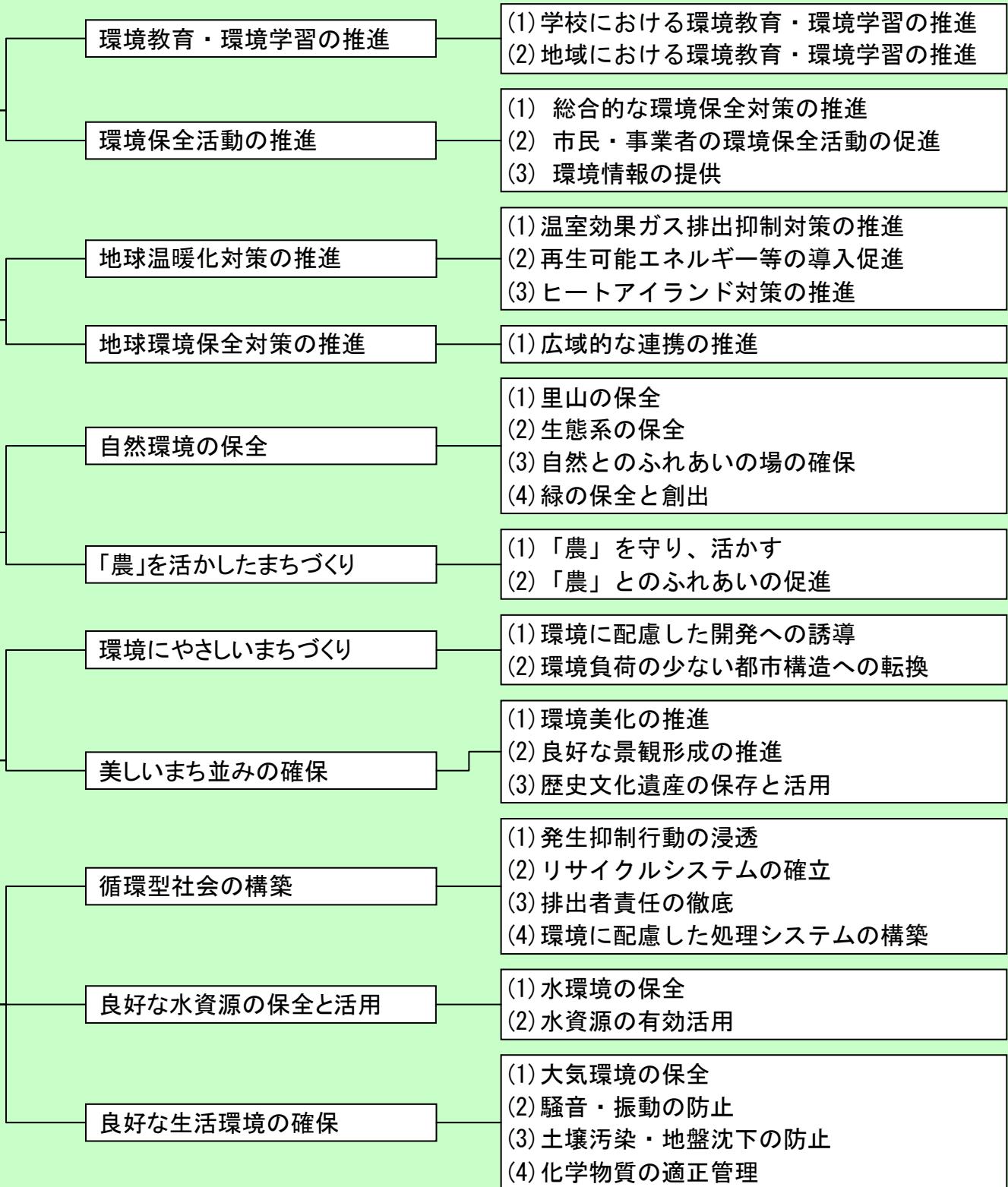
環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち  
【都市環境】

安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち  
【生活環境】

## 基本施策と施策分野

### 基本施策

### 施策分野



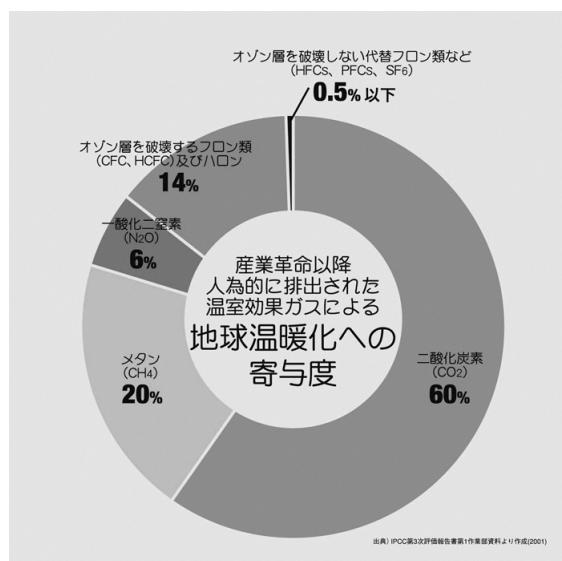
## コラム

## 地球温暖化について

## 地球温暖化の原因と予測

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスには様々なものがあり、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄の6種類を対象にしています。人為的に排出された温室効果ガスの中で、二酸化炭素はもっとも温暖化への影響度が大きいガスとなっています。

産業革命以降、化石燃料の使用が増え、その結果、大気中の二酸化炭素の濃度が増加しています。IPCC 第4次評価報告書によると、このままでは2100年の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も少ない場合には約1.8°C(予測の幅は1.1~2.9°C)、最も多い場合には約4.0°C(予測の幅は2.4~6.4°C)上昇するといわれています。

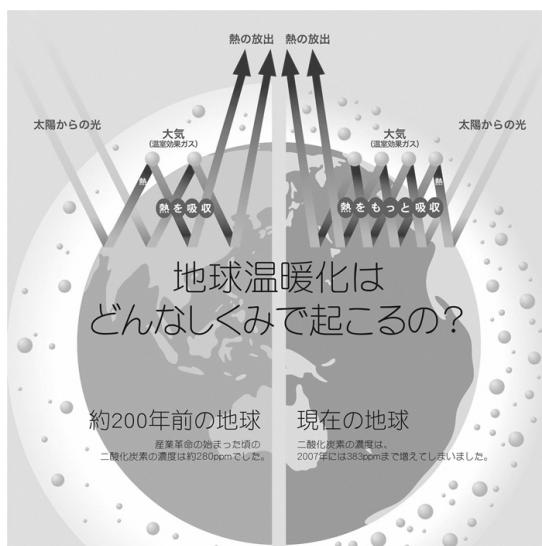


産業革命以降人為的に排出された温室効果ガスによる地球温暖化への寄与度

## 地球温暖化のメカニズム

現在の地球の平均気温は14°C前後です。もし大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスがなければ、平均気温はマイナス19°Cくらいになるといわれています。太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地表を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めているからです。

近年、産業活動が活発になり、人為的に二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスが大量に排出され、これまで以上に大気中の温室効果ガスが熱を吸収するようになっています。その結果、地球の表面温度が上昇する現象が起きています。これが、問題となっている地球温暖化です。



温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

## 第2章

# めざすべき環境像と基本目標

2. 1 めざすべき環境像

2. 2 基本目標

## 2. 1 めざすべき環境像

枚方市環境基本条例の基本理念等を踏まえ、本計画のめざすべき環境像を次のとおり設定します。

めざすべき  
環境像

みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方

本市は、豊かな水の流れを持つ淀川や市街地を貫くように船橋川・穂谷川・天野川の3河川が流れており、東部地域には大阪府内でも貴重な里山があるなど、豊かな自然に恵まれています。また、昭和40年代から大阪・京都のベッドタウンとして人口が急増し、現在41万るもの多くの人たちが生活を営み、活動を行っています。

現在、地球環境問題がその予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題となっています。

私たちの生活は、長い年月をかけて創り出された環境から多くの恵みを受けて成り立っていますが、同時に二酸化炭素の排出など環境に負荷も与えています。

そうしたことから、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を最小化するための配慮が徹底され、生活の豊かさを実感できる低炭素社会に向けた取り組みを推進するとともに、豊かな自然など環境の恵みを将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが環境に対して関心を持ち、自ら考え方行動し、恵み豊かな環境を守りそして創り出していく必要があります。

こうした取り組みを市民・事業者・行政の連携・協力によって進めている「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」をめざすべき環境像として設定しました。

## 2. 2 基本目標

本計画のめざすべき環境像を実現するため、次のとおりめざすべきまちの姿である5つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 【人づくり】

#### すべての主体が環境保全活動に参加するまち

一人ひとりが高い環境意識を持ち、すべての主体が連携・協力しながら、自  
主的・積極的に環境保全活動を推進するまちをめざします。

### 基本目標2 【地球環境】

#### 地球環境への負荷が少ないまち

エネルギーの有効利用など地球温暖化防止に向けた取り組みを積極的に推  
進するまちをめざします。

### 基本目標3 【自然環境】

#### 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち

市内の優れた自然環境を保全するとともに、市内にある多様な生態系が守ら  
れ、人と自然とが共生するまちをめざします。

### 基本目標4 【都市環境】

#### 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち

環境にやさしい都市基盤や交通体系が整備され、歴史文化遺産の保全と活用  
ができるまちをめざします。

### 基本目標5 【生活環境】

#### 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち

廃棄物の発生抑制など循環型社会を形成するとともに、澄んだ空気、清らか  
で豊かな水、静けさなどが確保された安心して健康に暮らすことができる良好  
な生活環境を将来の世代に引き継ぐことのできるまちをめざします。

## コラム

## 生物多様性について

生物多様性とは、生きものの「個性」と「つながり」です。地球上には、森、里、川、海など様々な自然の中に、それぞれの環境に適応して、進化した3,000万種ともいわれる多様な生きものがいます。それらの生きものは互いにつながり、支えあって生きています。私たち人類も、他の生きものとのつながりの中で生きています。

生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。また、日本において第1から第3までの生物多様性の危機があるといわれており、地球温暖化による影響も深刻な問題とされています。

## 3つのレベルの多様性

生態系の多様性	種の多様性	遺伝子の多様性
森林、里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があること。	動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものが生息・生育していること。	同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があること。
		
		
		

## 日本の生物多様性の危機

## 第1の危機

## 人間活動による生態系の破壊、種の減少・絶滅

戦後、干潟の面積の約4割が減少するなど、埋め立てなどの開発や生きものの乱獲、過剰な採取によって生息・生育環境を悪化・破壊しています。

## 第2の危機

## 里山など人間の働きかけの減少による影響

耕作放棄地や手入れ不足の雑木林などが増えることで、生態系のバランスが崩れ、里山などの生きものが絶滅の危機にさらされています。

## 第3の危機

## 外来種などによる生態系のかく乱

アライグマやオオクチバスをはじめとする外来種などが、在来種を捕食したり、生息・生育場所を奪ったりしています。

出典:環境省自然環境局 生物多様性センター

## 第3章

# 環境施策の展開

- 3. 1 すべての主体が環境保全活動に参加するまち
- 3. 2 地球環境への負荷が少ないまち
- 3. 3 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち
- 3. 4 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち
- 3. 5 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち

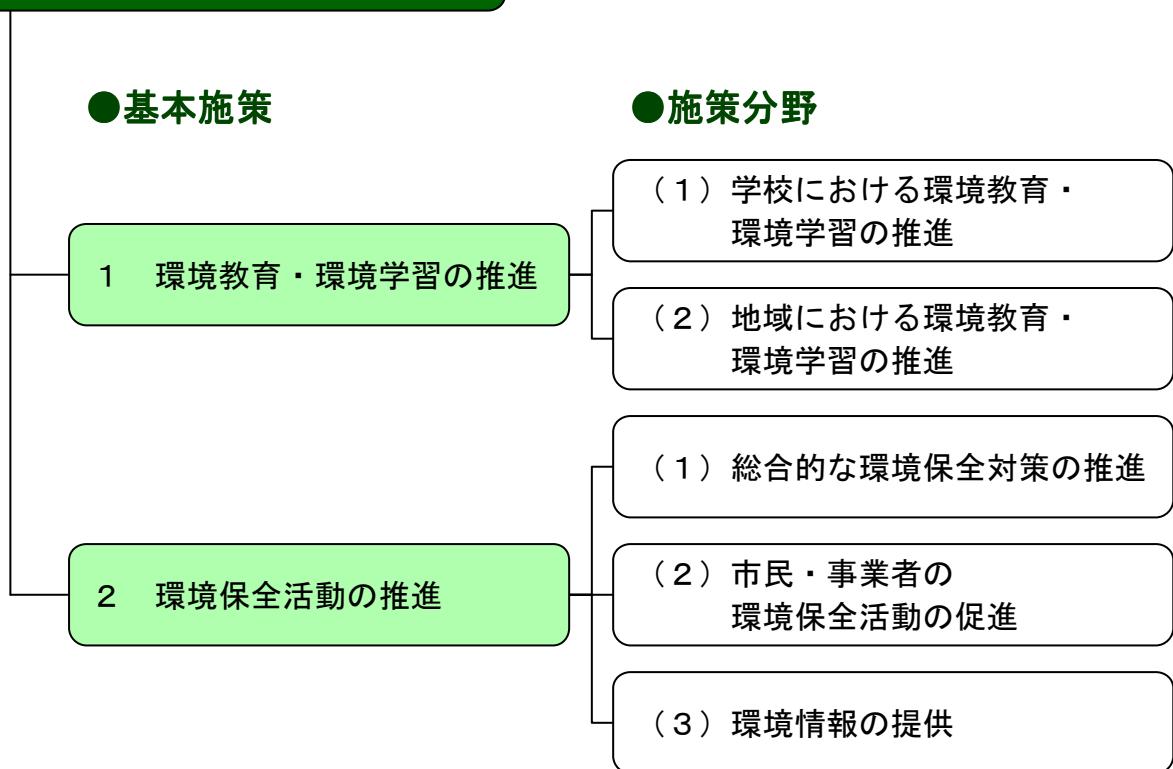
### 3. 1 すべての主体が環境保全活動に参加するまち

めざすべき環境像を実現するためには、市民・事業者・行政が自主的・積極的に取り組みを推進するとともに、相互に連携・協力していくことが不可欠です。このため、「すべての主体の参加」をめざすべき環境像を実現するための共通の基盤として位置づけ、基本計画を推進していきます。

基本目標「すべての主体が環境保全活動に参加するまち」の基本施策と施策分野は次のとおりです。

#### ●基本目標

すべての主体が環境保全活動に  
参加するまち 【人づくり】



**基本施策 1****環境教育・環境学習の推進****1)現状と課題**

市立学校園において、教職員すべてが環境について認識を深め、その経験を幼児・児童・生徒への環境教育・環境学習に生かしていくことを目的に、平成18年度に本市独自の「学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）」を構築し、環境保全の取り組みを推進しています。

また、平成18年9月には「枚方市環境教育・環境学習推進指針」を策定し、市民・事業者・行政が連携・協力して、地域で環境のことを学ぶ仕組みづくりや保育所（園）・学校園における環境教育・環境学習の仕組みづくりを進めています。

市民・事業者との連携を図りながら、それぞれのライフステージに応じた環境教育・環境学習の仕組みを検討するとともに、子どもだけでなく大人も対象にした環境講座等の取り組みをさらに強化していく必要があります。

**2)施策の方向性**

それぞれのライフステージに応じた環境教育・環境学習を推進するなど、環境に対する理解を深め、環境に配慮した行動を実践する市民・事業者を育成します。

**3)施策分野****（1）学校における環境教育・環境学習の推進**

- ①「学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）」を活用し、環境教育・環境学習の総合的かつ計画的な推進を図ります。
- ②環境教育・環境学習のプログラムや教材の充実を図り、体験型の環境出前授業などの取り組みを推進します。

**<主な事業例>**

- 「学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）」の運用
- 環境副読本「わたしたちのくらしと環境」の作成及び活用
- 「ひらかたエコライフつうしんば」の作成及び活用
- 環境出前授業の実施

## （2）地域における環境教育・環境学習の推進

- ①市民を対象とした環境講座等の充実を図り、生涯学習の一環としての環境教育・環境学習を推進します。
- ②環境教育・環境学習の指導者の育成を図るとともに、指導者の活動場所や機会の創出に努めます。
- ③グリーンコンシューマー（環境意識の高い消費者）の育成に努めます。

### ＜主な事業例＞

- 環境講座等の実施
- グリーンコンシューマー育成のための講座の実施



保育所における環境出前授業

**基本施策 2****環境保全活動の推進****1)現状と課題**

環境に関する施策・事業を総合的かつ計画的に実施するため、平成13年にISO14001を認証取得し、環境マネジメントシステムを構築・運用しています。また、環境保全活動に係る費用とその効果を把握し、施策・事業の効果的かつ効率的な実施に向けて環境会計を導入するなど、環境保全の取り組みを推進しています。

市民・事業者の環境保全活動を促進するため、環境保全活動を実践している個人、団体、事業者を対象とした環境表彰を実施しているほか、パートナーシップ組織である「NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議」や「枚方市地球温暖化対策協議会」などと連携・協力しながら、様々な取り組みを進めています。

本市の環境の現況や基本計画に基づく施策・事業の進捗状況をまとめた「ひらかたの環境（環境白書）」や「エコレポート（枚方市環境報告書）」を毎年発行するとともに、環境に関する取り組みや市域で開催される環境イベント等の情報を市民に伝える番組「環境定期便」を放送しています。

今後も的確な環境情報の提供に努めるなど、市民・事業者による環境保全活動をさらに促進する施策を実施していくとともに、市民・事業者・行政の間の連携をさらに強化し、ネットワークの輪を広げていく必要があります。

**2)施策の方向性**

環境情報を積極的に提供することにより環境意識の向上や情報の共有化を図るとともに、各主体間の交流の機会を増やすなど、市民・事業者による環境保全活動を促進するための支援を行います。

**3)施策分野****(1) 総合的な環境保全対策の推進**

- ①ISO14001に基づく環境マネジメントシステムや環境会計の仕組みを有効に活用するなど、環境に関する施策・事業を総合的かつ計画的に推進します。
- ②環境に配慮した物品の購入や事業活動から生じる環境負荷低減に向けた取り組みを推進します。

＜主な事業例＞

- ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの運用
- 環境会計の取り組みの推進
- グリーン購入の推進

**(2) 市民・事業者の環境保全活動の促進**

- ①様々な広報媒体による啓発やイベントの開催などを通じ、市民・事業者に環境保全活動の実践を働きかけます。
- ②環境保全活動を実践している個人、団体又は事業者などの活動が促進されるよう、活動に対する支援や環境表彰を行います。
- ③「NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議」などを通じて、市民・事業者・行政のパートナーシップによる地域の環境保全活動を推進します。
- ④ISO14001 及びエコアクション 21 を認証取得する際に助成を行うなど、事業者の環境保全活動を促進するための支援を行います。
- ⑤「枚方市地球温暖化対策協議会」での活動を促進します。

＜主な事業例＞

- 環境関連市民活動団体間の交流の促進
- エコライフの普及・啓発
- 環境表彰の実施
- ISO14001 及びエコアクション 21 の認証取得への助成

**(3) 環境情報の提供**

- ①環境に関する情報の体系的な収集・整理を行います。
- ②「ひらかたの環境（環境白書）」や「エコレポート（枚方市環境報告書）」などを通じて、幅広く環境情報を提供します。

＜主な事業例＞

- 「ひらかたの環境（環境白書）」の発行
- 「エコレポート（枚方市環境報告書）」の発行
- 中央図書館におけるエコライフコーナーの充実
- 広報ひらかたへの環境記事の掲載
- 市ホームページにおける環境関連ページの充実

## 3. 2 地球環境への負荷が少ないまち

基本目標「地球環境への負荷が少ないまち」の基本施策と施策分野は次のとおりです。

### ●基本目標

地球環境への負荷が  
少ないまち 【地球環境】

### ●基本施策

1 地球温暖化対策の推進

2 地球環境保全対策の推進

### ●施策分野

(1) 温室効果ガス排出抑制対策の  
推進

(2) 再生可能エネルギー等の  
導入促進

(3) ヒートアイランド対策の推進

(1) 広域的な連携の推進

**基本施策 1****地球温暖化対策の推進****1) 現状と課題**

「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」、「枚方市役所 CO<sub>2</sub> 削減プラン～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～」及び「枚方市地域新エネルギー・ビジョン」を策定するとともに、「枚方市地球温暖化対策協議会」などと連携・協力し、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進しています。

本市域における二酸化炭素の総排出量は、平成 19 年度は約 166 万トンとなっており、平成 17 年度に比べて約 4 万トン増加（約 2.5% 増加）しています。地球温暖化は、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動と密接に関連しており、自らのライフスタイルやビジネススタイルを地球環境の視点から見つめ直し、市民・事業者・行政の間での連携・協力をさらに強化し、地球温暖化防止に向け一体となって取り組みを推進していく必要があります。

また、平成 14 年と平成 18 年には、日別国内最高気温が記録されたこともあります。地球温暖化対策とあわせて、「枚方市暑気対策指針」に基づきヒートアイランド対策を推進していく必要があります。

**2) 施策の方向性**

省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの導入促進など、エネルギーの効率的な利用により二酸化炭素の排出削減などを図るとともに、ヒートアイランド対策を推進します。

**3) 施策分野****(1) 温室効果ガス排出抑制対策の推進**

- ①公共施設・設備の新設・改修等を行う際、省エネルギー型の機器・設備の導入や省エネルギーに配慮した建築物の整備を推進します。
- ②公共施設におけるエネルギー管理体制を強化し、エネルギーの効率的な利用を推進します。
- ③市民・事業者に対して、省エネルギーに関する情報提供などを充実させます。
- ④省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルを促進するため、普及・啓発を行います。

## &lt;主な事業例&gt;

- 公共施設・設備の省エネルギー化の実施
- 住宅の省エネルギー化への支援
- 工場・事業場の省エネルギー化への支援
- ひらかたエコライフキャンペーンの実施

**(2) 再生可能エネルギー等の導入促進**

- ①公共施設・設備の新設・改修等を行う際、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー等を利用した設備の導入を検討します。
- ②市民・事業者に対して、太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーを利用した設備の導入を促進するための普及・啓発や支援を行います。

## &lt;主な事業例&gt;

- 公共施設への太陽光発電システムの導入
- 太陽光発電システムの設置に対する市民・事業者への支援

**(3) ヒートアイランド対策の推進**

- ①地表面等の表面被覆の改善や水等による冷却効果の活用など、ヒートアイランド現象の緩和に向けた取り組みを推進します。
- ②学校園における「緑のカーテン」や「緑のじゅうたん」の良好な生育に努めます。
- ③公共施設において「緑のカーテン」の取り組みを行うとともに、市民・事業者に対して「緑のカーテン」の普及・啓発を行います。

## &lt;主な事業例&gt;

- 気温調査の実施
- 学校園における「緑のカーテン」や「緑のじゅうたん」の実施
- 公共施設における「緑のカーテン」の実施
- 「緑のカーテンコンテスト」の実施

## 基本施策 2 地球環境保全対策の推進

### 1) 現状と課題

酸性雨対策については、広域的な連携が必要なことから、大阪府では平成元年度に大阪府酸性雨調査連絡会が組織されており、本市もこの連絡会に参加しています。大阪府酸性雨調査連絡会では、酸性雨のモニタリング調査を大阪府下の 11 か所で実施しており、本市域においても 1 か所で行われています。広域的に状況を把握するため、今後も大阪府酸性雨調査連絡会に参加し、情報収集を行っていきます。

オゾン層の保護に向けた取り組みとして、大阪府フロン対策協議会に参加し、フロンの回収・処理を推進するための啓発事業を行っています。今後も大阪府フロン対策協議会に参加し、広域的な連携を図っていく必要があります。

### 2) 施策の方向性

酸性雨の防止やオゾン層の保護などに関して、広域的な連携を図りながら、取り組みを推進します。

### 3) 施策分野

#### (1) 広域的な連携の推進

- ①国や大阪府と連携を図りながら、酸性雨やオゾン層の保護に関する情報の収集・整理に努めます。

##### ＜主な事業例＞

- 大阪府酸性雨調査連絡会への参加
- 大阪府フロン対策協議会への参加

### 3. 3 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち

基本目標「豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち」の基本施策と施策分野は次のとおりです。

#### ●基本目標

豊かな自然が保全され、人と自然  
とが共生するまち 【自然環境】

#### ●基本施策

1 自然環境の保全

2 「農」を活かしたまちづくり

#### ●施策分野

(1) 里山の保全

(2) 生態系の保全

(3) 自然とのふれあいの場の確保

(4) 緑の保全と創出

(1) 「農」を守り、活かす

(2) 「農」とのふれあいの促進

## 基本施策 1

## 自然環境の保全

## 1) 現状と課題

本市の自然環境は、里山、水辺地、農地、市街地の孤立林によって特徴づけられています。

東部地域の津田・尊延寺・穂谷地区には、人と自然が共存する里山が残されており、穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト 1000」の里地タイプのコアサイト（重点調査地域）として選定され、調査が行われています。東部地域の里山や水辺地などは、動植物の生息・生育地だけでなく、地球温暖化防止や景観形成、災害の防止など、多くの面で重要な役割を果たしていることから、将来の世代に保全・継承していく必要があります。また、東部地域の里山は、全国的にも非常に価値の高いものであり、保全のあり方を検討していく必要があります。

本市西部を流れる淀川は、生息・生育する魚類の豊富さや貴重種の存在する水系としても知られており、楠葉付近は淀川の大規模な氾濫原を特徴づける植物が豊富な地区となっています。その一方で、人口の増加や市街地の拡大により、農地などの自然環境が失われ、日常的に自然とふれあう機会が少なくなっています。

本市では、「枚方市緑の基本計画」に基づき緑の保全及び創出に関する取り組みを推進しています。都市公園は、405か所（面積 202.34ha）が整備（平成 22 年 4 月 1 日現在）されており、市民 1 人あたりの公園面積は 4.98m<sup>2</sup> であり、大阪府の 1 人あたりの面積 5.60 m<sup>2</sup> よりも低い水準となっています。また、本市の緑被率（枚方市都市計画区域面積に対して樹林等が生育している面積の割合）は年々減少し平成 19 年で 31.8% となっています。都市部の緑は、うるおいとやすらぎのある都市空間の形成に役立つだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素の吸収源となるなど、環境の保全に大きな役割を果たすことから、公園整備や公共施設の緑化とともに、市民・事業者と連携した緑化の推進を図る必要があります。また、「緑のガイドライン」を策定するなど、さらなる緑化に向けた取り組みを推進していく必要があります。

近年、外来種については生態系への影響が懸念されていることから、情報収集に努め、大阪府などと連携を図りながら対応していく必要があります。

## 2) 施策の方向性

里山や水辺地などを保全し、動植物の生息・生育環境の確保に努め、健全な生態系を保全していくとともに、身近にふれあえる緑の保全と創出を推進します。

## 3) 施策分野

### (1) 里山の保全

- ①里山が市民全体の貴重な財産であるという認識のもと、保全のための普及・啓発の取り組みやボランティア活動の支援等について、地権者等、市民、行政が担うべき施策等を明確にして、連携して里山保全活動に取り組みます。
- ②環境教育・環境学習の場、健康づくり等の場、生き物とのふれあいの場、まちづくり活動の場等として、里山の利活用を促進する施策に取り組みます。
- ③公園や河川の整備時には、里山保全の一環とした公共事業に取り組みます。
- ④里山保全の活動場所は、地権者等に対し、里山保全の理解と協力を求めた上で確保するように努め、市民による保全活動の充実、継続性を図ります。
- ⑤里山を継続的に適切に保全していくため地区ごとに地権者等、市民、行政が協議・調整を行い、実行する組織として設立した「森づくり委員会」等を通じて取り組みを推進します。
- ⑥「枚方市東部地域里山保全基金」を活用し、里山保全活動の支援に取り組みます。
- ⑦地権者等、市民によるボランティア活動や市の取り組みについて情報発信を行い、里山保全に対する普及・啓発を図ります。

#### <主な事業例>

- 森林ボランティアの育成
- 里山保全活動団体への支援

### (2) 生態系の保全

- ①多様な生物の生息・生育状況に関する調査を定期的・継続的に実施し、自然環境に関する情報の収集・整備を図るとともに、生息・生育環境の適正な保護管理に努めます。
- ②多様な生物の生息・生育空間を面的に維持するため、東部の山地から淀川の水辺に至る緑の回廊を守り、創り出します。
- ③「大阪府アライグマ防除実施計画」に基づき、大阪府と連携して、計画的な防除を進めるなど、外来種対策を推進します。

＜主な事業例＞

- 生物多様性に関する基本方針の策定
- 自然環境保全調査の実施
- アライグマなどの外来種生物の防除

**(3) 自然とのふれあいの場の確保**

- ①自然観察会の開催など、自然とふれあえるための機会の創出を推進します。
- ②河川改修において生物の生息・生育空間を維持・回復するよう配慮するなど、水辺の自然環境の保全と創造を推進します。
- ③自然巡回路や緑道の整備を行い、緑のネットワークの整備を推進します。

＜主な事業例＞

- 自然観察会の開催
- 津田山散策道の維持管理
- ビオトープの整備

**(4) 緑の保全と創出**

- ①緑豊かで美しいまちづくりを推進します。
- ②緑に親しめる公園の整備を推進します。
- ③公共施設や道路などの緑化を推進します。
- ④保存樹木・樹林の指定を行います。
- ⑤市民の自主的な緑化活動が推進されるよう支援します。

＜主な事業例＞

- 公園の整備
- 緑化フェスティバルの開催
- 生垣緑化の助成
- 緑化樹木の配布
- 保存樹木・樹林の助成

## 基本施策2

## 「農」を活かしたまちづくり

## 1) 現状と課題

本市の農業の概要は、平成17年の農家数が1,433戸、経営耕地面積が47,242aであり、水稻栽培が中心となっています。農地は、防災・緑地空間・水源涵養・市街地のヒートアイランド現象の緩和や身近に自然にふれあえる癒しの場など、多面的な機能を有しています。また、食の安心・安全や食料自給率の向上等のためにも、農地の保全及び地産地消の取り組みを推進していく必要があります。

本市では、環境にやさしい農業を推進し、市民により安心で安全な農作物を供給するとともに、付加価値を付けることにより農業振興に寄与することを目指しています。そこで、平成11年度からレンゲ草を有機肥料として使うことにより、施肥量の軽減を図ることができる「レンゲ栽培米」への取り組みを始めました。さらに、平成16年度から、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して栽培された「大阪エコ農産物」の普及・拡大に取り組んでおり、平成22年度からの「レンゲ栽培米」は、大阪エコ農産物認証を得て「エコれんげ米」として販売されています。これら「大阪エコ農産物」の野菜は学校給食にも提供されています。

今後は、大阪エコ農産物の周知度をさらに向上させていくとともに、直販等において付加価値をつけての販売ができるよう、枚方産の環境にやさしい農産物の普及・啓発に努めていく必要があります。

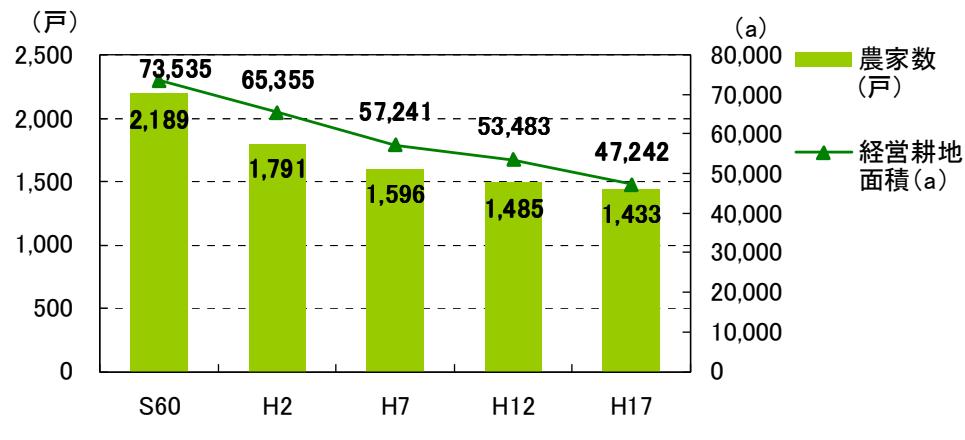


図 3.3.1 農家数と経営耕地面積の推移

## 2) 施策の方向性

農業の振興を図るとともに、「農」とのふれあいを促進し、「農」を守り、活かしたまちづくりを推進します。

### 3) 施策分野

#### (1) 「農」を守り、活かす

- ① 減農薬や減化学肥料の環境にやさしい農産物（大阪エコ農産物・エコれんげ米等）の普及・拡大を促進します。
- ② 地元農産物について、学校給食への提供や市内各地の直販「ふれあい朝市」の開催を支援することにより地産地消を推進します。
- ③ 市内の商業、工業、観光の分野と連携し、地元農産物の販売を通して農業振興を進める「マルシェ・ひらかた」を開催します。
- ④ 農地の保全のため、農業生産の基盤の整備を行う土地改良事業を支援します。
- ⑤ 関係団体等との連携により、「農」の多様な担い手を育成・確保し、農地の利用集積などを行い、遊休農地対策などに取り組みます。

##### <主な事業例>

- エコ農産物の普及・拡大
- 地元農産物の直販の促進
- 学校給食への地元農産物の提供
- マルシェ・ひらかたの開催
- 土地改良事業の支援

#### (2) 「農」とのふれあいの促進

- ① 「農」や「食」などの大切さについて市民の理解を深めてもらうため、農業体験の機会の拡充を図ります。
- ② 農業者の指導のもと市内小学校の児童を対象にした食農体験学習を推進します。

##### <主な事業例>

- 農業ふれあいツアーの推進
- 「食農体験学習」の推進



レンゲ栽培田

### 3. 4 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち

基本目標「環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち」の基本施策と施策分野は次のとおりです。

#### ●基本目標

環境に配慮された快適な都市空間  
が確保されたまち 【都市環境】

#### ●基本施策

1 環境にやさしいまちづくり

2 美しいまち並みの確保

#### ●施策分野

(1) 環境に配慮した開発への誘導

(2) 環境負荷の少ない  
都市構造への転換

(1) 環境美化の推進

(2) 良好な景観形成の推進

(3) 歴史文化遺産の保存と活用

**基本施策 1****環境にやさしいまちづくり****1)現状と課題**

開発事業等による良好な都市環境の保全及び形成を図るため、これまでの「枚方市住宅建設等開発行為に関する指導要綱」を条例化し、平成17年12月から「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」を施行しています。また、「枚方市住み良い環境に関する条例」や「枚方市環境影響評価条例」などを適正に運用することにより、環境に配慮したまちづくりを進めています。

地域の住民が地域の特性を生かして、良好な住環境を保全していくことを目的に建築協定制度を推進しており、建築協定地区は34地区（平成21年度末）となっています。開発行為等を誘導・規制することにより、良好な環境の街区の整備や保全を行うための地区計画制度も推進しており、都市としての活力を維持・発展させながら、将来にわたって住み続けられるよう、計画的で効果的な土地利用を図っていく必要があります。

自動車交通の円滑化を図るために、道路や駅前広場の整備を行うとともに、ノーマイカーデーの推進や転入者へのバスタウンマップの配布を行うなど、公共交通の利用促進に関する取り組みを進めています。自動車の交通流対策の推進や公共交通機関の利用促進などは、地球温暖化の問題にも大きく関連しており、環境への負荷が少ない低炭素型の都市構造への転換を推進していく必要があります。

**2)施策の方向性**

地域資源を活かした良好な都市空間を創造し、環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

**3)施策分野****(1) 環境に配慮した開発への誘導**

- ① 「枚方市住み良い環境に関する条例」や「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」の適切な運用により、計画的な秩序あるまちづくりを推進します。
- ② 良好な住環境を守るため、建築協定や地区計画制度を推進します。
- ③ 「枚方市環境影響評価条例」の適正な運用を図ります。

## &lt;主な事業例&gt;

- 建築協定によるまち並み形成の支援
- 地区計画による計画的なまちづくりの推進
- 「枚方市環境影響評価条例」の運用による環境に配慮した開発への誘導

## (2) 環境負荷の少ない都市構造への転換

- ①環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりを推進します。
- ②自動車交通による環境負荷の低減に向けて、道路ネットワークの整備など道路交通の円滑化を推進するとともに、交通需要の適正化に関する取り組みを進めます。
- ③駐輪場や歩行空間の整備を行うなど、自転車・歩行の利用を促進します。
- ④関係機関との連携のもと、バス路線の拡充・拡大やコミュニティバスの運行など、公共交通機関の利便性・快適性の向上を図り、公共交通機関の利用を促進します。
- ⑤モビリティ・マネジメントを実施することにより、自動車利用から公共交通機関・自転車・歩行を利用するライフスタイルへの転換を促進します。

## &lt;主な事業例&gt;

- 幹線道路や駅前広場の整備
- 京阪本線連続立体交差化の推進
- ボトルネック箇所を中心とした交差点や踏切対策の推進
- 自転車利用の環境整備
- 公共交通機関利用の促進
- エコ通勤の促進
- ノーマイカーデーの推進



枚方藤阪線

**基本施策 2****美しいまち並みの確保****1) 現状と課題**

清潔で美しいまちづくりを推進するため、平成 14 年に「枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例」を施行し、ごみのポイ捨てや犬のふんの放置等の防止対策を推進しています。また、平成 20 年に「枚方市路上喫煙の制限に関する条例」を施行し、公共の場所における歩行喫煙を禁止するとともに、枚方市駅と樟葉駅周辺の一部を路上喫煙禁止区域に指定しています。

都市景観の保全を進めるため、平成 6 年に「枚方市都市景観基本計画」を策定するとともに、優れた都市景観の形成に向けて積極的に取り組んでいくために「枚方市都市景観形成要綱」を平成 11 年より施行しています。

本市は古くから京都と大阪を結ぶ交通の要衝にあり、現在も一部の街道や集落にはその面影が残っています。各地区に残る歴史的たたずまいを地域の個性として保全・整備し、貴重な景観資源として活用する目的で、現在、歴史街道枚方宿地区を都市景観形成協議地区及び歴史的景観保全地区に指定しています。

美しいまち並みを確保するには、市民・事業者・行政の各主体が「自分たちのまちは自分たちで美しく」という意識を持ち、行動することが重要であり、また、本市には百済寺跡、渚院、枚方宿など多くの歴史文化遺産が現存することから、これらの歴史文化遺産を確実に保存するとともに、良好な都市景観の形成を進めていく必要があります。

**2) 施策の方向性**

良好なまち並みを保つなど、まちの美しさを高めるとともに、歴史文化遺産を保存・活用し、歴史の薫り豊かなまちづくりを推進します。

**3) 施策分野****(1) 環境美化の推進**

- ①ごみのポイ捨てや犬のふんの放置を防止する対策を推進します。
- ②地域における公共場所の環境美化活動を支援します。
- ③雑草が繁茂する空き地について、適正管理のための指導を行います。

## &lt;主な事業例&gt;

- まちの美化に関する啓発
- 歩きたばこなどの路上喫煙の制限に関する啓発
- アダプトプログラムをはじめとする美化活動の推進
- 不法投棄防止の監視・パトロールの実施

## (2) 良好的な景観形成の推進

- ①枚方市都市景観基本計画に基づき、地域の特性を活かした良好な景観形成を推進します。
- ②屋外広告物法など関連法令に基づき、まちの美観を損なう不法屋外広告物の対策を推進します。

## &lt;主な事業例&gt;

- 不法屋外広告物追放推進団体・推進員による不法屋外広告物の撤去

## (3) 歴史文化遺産の保存と活用

- ①古墳などの歴史文化遺産を保存することで歴史的な景観を守ります。
- ②歴史文化遺産を後世に継承していくことにより、郷土への愛着や連帯感を強め、まちの賑わいの増進を図ります。
- ③「枚方市歴史ガイドブック」や文化財説明板を活用することで、市民が身近に歴史を感じることができる環境を整えます。
- ④伝統・伝承文化を保存・継承します。

## &lt;主な事業例&gt;

- 特別史跡百濟寺跡の再整備
- 楠葉台場跡の保存と活用
- 歴史文化遺産に関する啓発
- 枚方の伝統的産業である河内そうめん業、酒造業の振興
- 河内そうめんづくりの後継者育成を図る奨励金制度の活用
- ひらかた市民菊人形への支援

### 3. 5 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、 資源が循環しているまち

基本目標「安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち」の基本施策と施策分野は次のとおりです。

#### ●基本目標

**安心して暮らすことができる良  
好な環境が確保され、資源が循環  
しているまち 【生活環境】**

#### ●基本施策

1 循環型社会の構築

2 良好的な水資源の保全と活用

3 良好的な生活環境の確保

#### ●施策分野

(1) 発生抑制行動の浸透

(2) リサイクルシステムの確立

(3) 排出者責任の徹底

(4) 環境に配慮した  
処理システムの構築

(1) 水環境の保全

(2) 水資源の有効活用

(1) 大気環境の保全

(2) 騒音・振動の防止

(3) 土壤汚染・地盤沈下の防止

(4) 化学物質の適正管理

## 基本施策 1

## 循環型社会の構築

## 1) 現状と課題

本市におけるごみ処理量は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを背景に昭和 50 年代から増加を続けていましたが、平成 7 年度を境に減少傾向を示しています。このうち、事業系ごみは平成 8 年度から減少傾向を示すようになり、家庭系ごみについても平成 10 年のごみ袋の透明・白色半透明袋化の本格実施、平成 11 年の粗大ごみ電話申込制の導入、平成 14 年の大型ごみ有料化、平成 20 年のペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集の実施などによる減量効果が現れています。

平成 21 年度のごみの年間処理量は約 11.1 万トンとなっており、ピーク時の平成 7 年度に比べ、約 3.9 万トンのごみ処理量が減少しています。また、平成 21 年度の市民 1 人 1 日あたりの焼却ごみ量は 880g であり、大阪府平均 1,173g（平成 20 年度）よりも大幅に下回っています。

循環型社会や低炭素社会の実現に向け、ごみの発生抑制を最優先に環境負荷の低減と資源の有効利用を推進していく必要があります。

平成 21 年 6 月に策定された「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」に基づき着実に施策を展開し、ライフスタイルの見直しも含めた、環境負荷の低減による持続可能な循環型社会の実現をめざす必要があります。

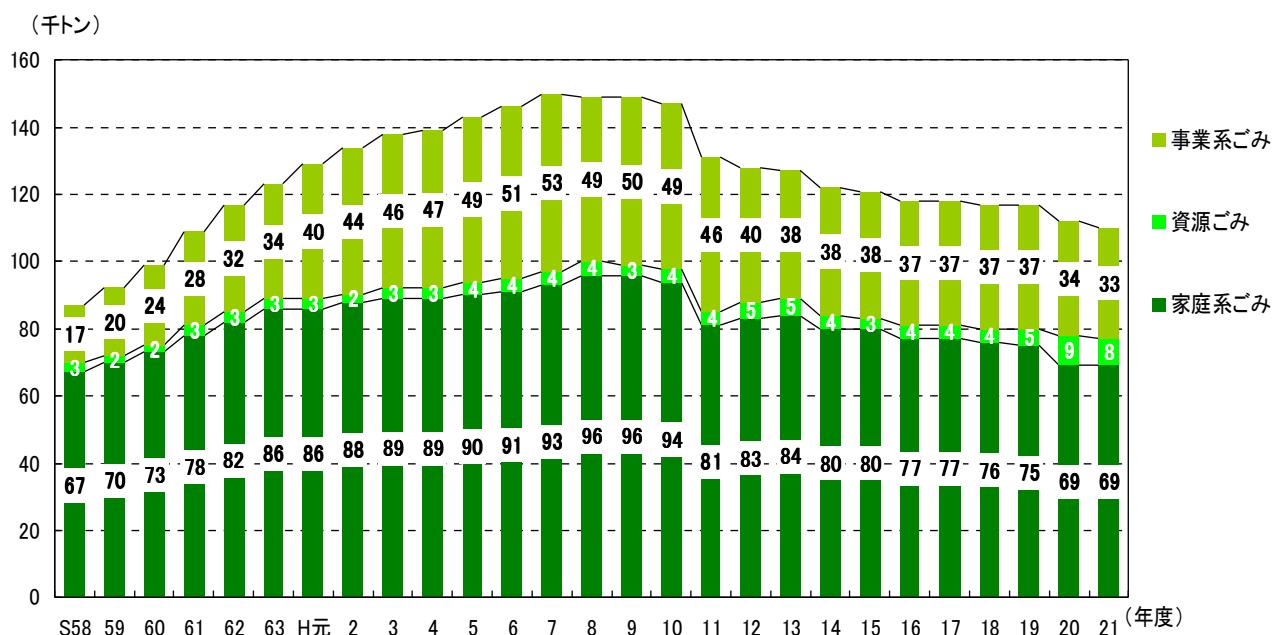


図 3.5.1 ごみ処理量の推移

## 2) 施策の方向性

ごみの排出抑制を徹底し、再使用・再生利用など、多様な資源循環の輪を広げ、焼却ごみの半減化をめざします。

## 3) 施策分野

### (1) 発生抑制行動の浸透

- ①市民へ減量目標を浸透させていくため、啓発活動や情報提供活動を充実します。
- ②環境に配慮した消費行動を実践する消費者を育成することにより、市民一人ひとりをスマートライフへ誘導します。
- ③地域環境学習活動の支援をします。
- ④事業者へ減量目標を浸透させていくため、啓発活動や情報提供活動を充実します。
- ⑤環境配慮型販売を浸透させていきます。

#### <主な事業例>

- スマートライフの手引きの充実
- 廃棄物減量等推進員を中心とした地域環境学習活動の活性化
- エコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進宣言の店）制度の活用
- ノーレジ袋（マイバック持参）の拡大に向けた取り組みの強化
- マイボトル持参キャンペーンの実施

### (2) リサイクルシステムの確立

- ①分別排出ルールの周知徹底を図ります。
- ②地域におけるごみ排出管理の徹底を図ります。
- ③分別排出品目を拡充します。
- ④生ごみ堆肥化を促進します。

#### <主な事業例>

- ごみの分別排出ルールにおける新しい情報提供システムの活用
- 再生資源集団回収への支援
- 廃食用油、紙パック回収運動への支援
- 店頭回収や商店街におけるエコステーションなどリサイクル拠点の充実

### (3) 排出者責任の徹底

- ①多量排出事業所への減量指導を強化します。
- ②ごみ搬入検査を充実します。
- ③資源共同回収システムを構築します。
- ④生ごみ等有機資源のリサイクルを促進します。
- ⑤市役所において、ごみ排出抑制の行動を率先して推進します。

#### <主な事業例>

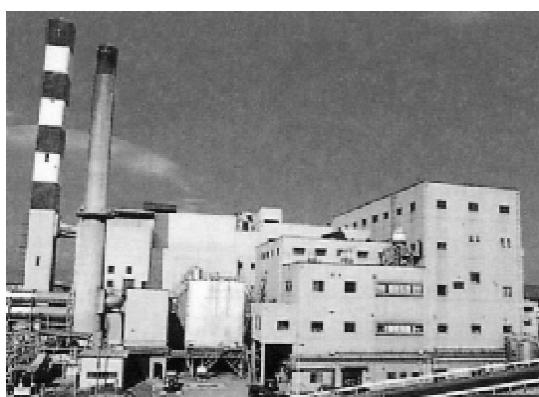
- 廃棄物減量計画書を主体としたごみの自主管理の仕組みづくり
- 許可業者等と連携した資源回収システムの形成
- 学校給食関係ごみ減量の推進
- 水道施設内の剪定枝のチップ化

### (4) 環境に配慮した処理システムの構築

- ①効率的なリサイクルの推進に適した収集体制を確立します。
- ②市民ニーズに対応した収集サービスを実施します。
- ③収集車両の環境負荷を低減します。
- ④穂谷川清掃工場、東部清掃工場の適正な運営と維持管理に努めます。
- ⑤ごみ減量の推進による最終処分量を削減します。

#### <主な事業例>

- 市民との意見交流による収集システムの改善
- 環境にやさしい収集車両の拡大



穂谷川清掃工場



東部清掃工場

## 基本施策 2

## 良好な水資源の保全と活用

## 1) 現状と課題

河川における生物化学的酸素要求量（BOD）については、工場・事業場に対する規制指導や下水道整備等により、概ね改善傾向にあり、平成 21 年度の調査結果によると、環境基準点 3 地点（船橋川、穂谷川及び天野川の流末）のうち、天野川では環境基準を達成しています。

浮遊物質量（SS）及び溶存酸素量（DO）については、環境基準を達成していますが、水素イオン濃度（pH）及び大腸菌群数については、環境基準点 3 地点でそれぞれ、環境基準を超過した日がありました。また、カドミウム、全シアンなどの健康項目については、すべての地点で環境基準を達成しています。

公共下水道人口普及率(平成 21 年度末行政人口に対する整備人口の割合)は、92.3% となっています。今後も、公共下水道の整備を行うなど地域特性に応じた生活排水対策を行うことにより、河川等の水環境を保全するとともに、工場・事業場からの排水に係る監視・指導体制を継続していく必要があります。

雨水の貯留機能の確保について交北公園、車塚公園、南部生涯学習市民センター等で雨水を散水などに利用しています。また、東部清掃工場では、屋上に降った雨水を滅菌処理し貯留して、灌水用に有効利用しています。

里山や農地を保全し、雨水の貯留・浸透能力や地下水の涵養能力を保全・向上することにより、東部地域の里山と淀川の水循環のつながりを含めた、健全な水の循環を形成する必要があります。

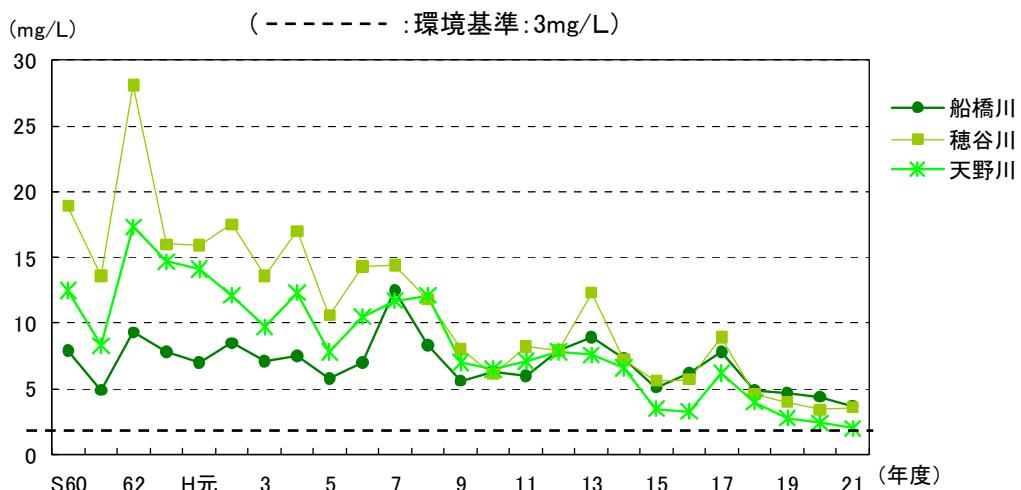


図 3.5.2 環境基準点での BOD(75%値)の推移と環境基準との比較

## 2) 施策の方向性

水質について環境基準の達成をめざすとともに、健全な水循環を確保します。

## 3) 施策分野

### (1) 水環境の保全

- ①工場・事業場に対する規制・指導を行うとともに、生活排水に関する啓発などの水質汚濁防止対策を推進します。
- ②河川水質調査の実施や水質汚濁監視データの情報提供を推進するなど、環境監視の充実を図ります。
- ③河川などの水質改善に向けて、下水道（汚水）を整備し、水洗化を促進します。

#### <主な事業例>

- 生活排水適正処理に向けた啓発
- 河川水質調査の実施
- 下水道（汚水）の整備

### (2) 水資源の有効利用

- ①雨水を散水・トイレの洗浄水等に利用するなど雨水利用施設の導入を検討します。
- ②市民、事業者に対し雨水の貯留及びその利用を促すよう啓発を行います。
- ③下水の高度処理水を公共施設における散水・トイレの洗浄水など雑用水や、せせらぎなど修景用水として利用します。
- ④雨水の貯留・浸透能力を有する里山や農地を保全します。

#### <主な事業例>

- 雨水タンクの有効利用



天野川

## 基本施策 3

## 良好な生活環境の確保

## 1) 現状と課題

市民の健康と良好な生活環境を守っていくために、本市では大気汚染、騒音などの公害の防止や、澄んだ空気、静けさの確保など、より良好な環境をめざした取り組みを進めています。

## &lt;大気質&gt;

大気質について、環境基準の長期的評価をみると、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、工場・事業場に対する排出規制、公害防止技術の進展や自動車排出ガス規制の強化などにより、近年では一定の改善が進み、環境基準を達成しています。

光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因物質であり、その環境基準の達成状況は全国的にも低く、本市においても環境基準の達成ができていません。

大気質は全般的に改善傾向にありますが、低公害車等の普及促進や公共交通機関の利用などにより、自動車利用を抑制し自動車排出ガスに起因する大気汚染を抑えていく必要があります。また、工場・事業場に対する規制・指導を継続して推進することが求められています。環境基準を達成していない光化学オキシダントについては、国・大阪府と連携した広域的な対策を強化する必要があります。

平成 21 年 9 月に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質 (PM2.5) について、今後状況を把握していく必要があります。

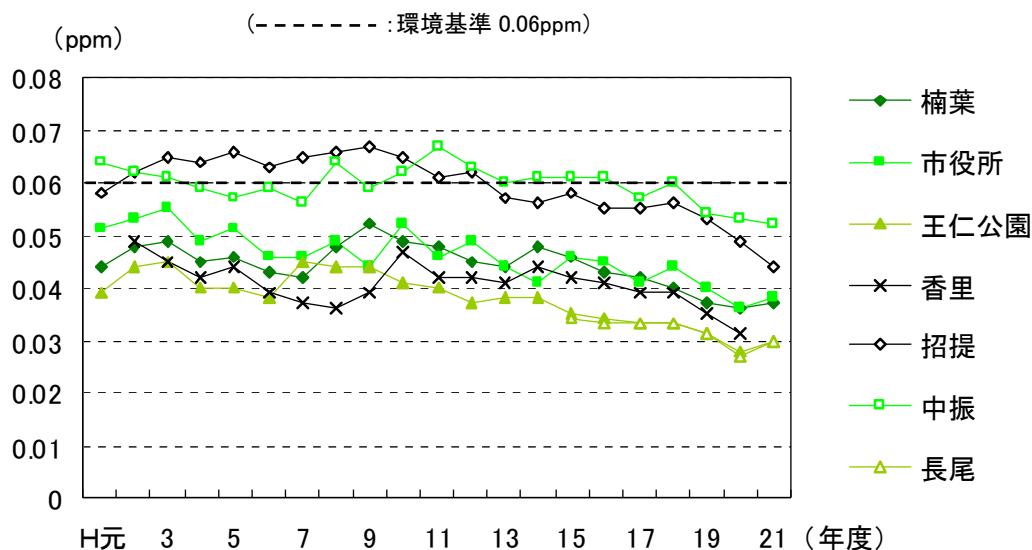


図 3.5.3 二酸化窒素(98%値)の推移と環境基準との比較

## &lt;騒音・振動&gt;

平成 21 年度の一般地域における騒音は、すべて環境基準を達成しています。道路に面する地域の環境基準の達成状況は、昼夜ともに達成できたのは 87.9%、昼のみの達成は 6.7%、夜のみの達成は 0.1%、昼夜ともに環境基準を超過したのは 5.2%となっています。

工場・事業場の騒音・振動については、規制指導の徹底に加え、環境に配慮した事業活動への転換を促進する必要があります。

自動車による騒音・振動については、従来からの監視体制を継続するとともに、関係部局と連携した交通対策や道路対策を推進する必要があります。

## &lt;地盤沈下・地下水質&gt;

地盤沈下は、近年は地下水汲み上げ規制等により沈静化し、微少量の変動がみられる程度となっています。

地下水質については、地下水質の概況を把握するための概況調査と発見された汚染について汚染範囲の確認等を行うための汚染井戸周辺地区調査と地下水汚染の継続的な監視を行うための継続監視調査を実施しています。平成 21 年度は、概況調査 3 地点、汚染井戸周辺地区調査 2 地区、継続監視調査 12 地区・16 井戸で調査を実施しています。

土壤汚染や地下水汚染は、いったん発生すると回復に長期間かかることから、今後も未然防止に努めていくとともに、地下水汚染の監視を継続していく必要があります。

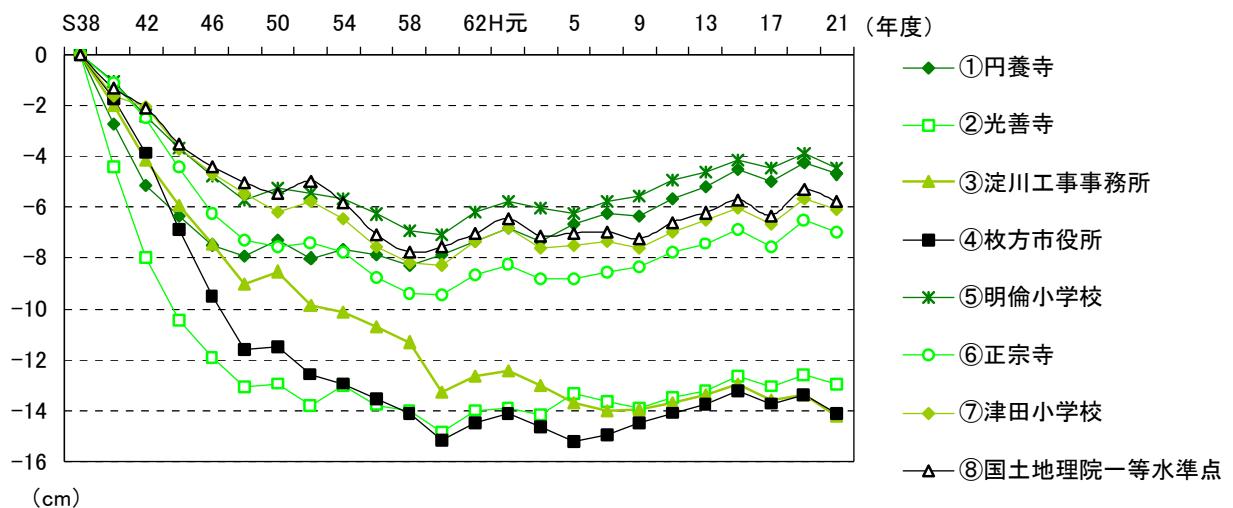


図 3.5.4 地盤沈下の状況(市内の大阪府水準点)

### <化学物質>

市内の 大気、河川水質・底質、地下水質、土壤 のダイオキシン類の調査によると、平成 21 年度はいずれも環境基準を達成しています。その他の有害大気汚染物質については、平成 21 年度において、環境基準及び指針値を下回っています。

ダイオキシン類及び有害大気汚染物質については、引き続き、継続的な監視を行う必要があります。

アスベストについては、建築物の解体工事等に伴う対策を徹底するなど、適切に対応していく必要があります。

## 2) 施策の方向性

大気及び騒音について環境基準の達成をめざすとともに、土壤・地盤環境の安全性を確保し、化学物質の有害性による悪影響を防止します。

## 3) 施策分野

### (1) 大気環境の保全

- ①アイドリングストップの啓発、低公害車等の導入を進め、自動車公害対策を推進します。
- ②工場・事業場に対して規制・指導を引き続き行います。
- ③大気汚染の常時監視及び監視データの情報提供の推進や、廃棄物の野焼き行為防止パトロールを実施するなど環境監視の充実を図ります。

#### <主な事業例>

- 公用車における低公害車等の導入
- 大気の環境監視の実施
- 事業者への公害防止の指導

### (2) 騒音・振動の防止

- ①特定建設作業や工場・事業場に対して規制・指導を引き続き行います。
- ②騒音・振動調査の実施により、環境監視の充実を図ります。
- ③低騒音舗装による道路整備に努めます。

## &lt;主な事業例&gt;

- 騒音・振動調査の実施
- 低騒音舗装による道路整備

### (3) 土壤汚染・地盤沈下の防止

- ①工場・事業場に対する土壤汚染に関する規制や土壤汚染未然防止の指導、土壤・地下水汚染対策の指導などにより、土壤・地下水汚染の防止に努めます。
- ②地盤沈下状況の把握や地下水調査など環境監視の充実を図ります。

## &lt;主な事業例&gt;

- 事業者に対する土壤・地下水汚染対策の指導
- 地盤沈下状況の把握
- 地下水の調査の実施

### (4) 化学物質の適正管理

- ①工場・事業場に対する有害物質使用状況調査や廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類排出削減指導を行うなど、化学物質対策を推進します。
- ②有害大気汚染物質調査を実施するなど環境監視の充実を図ります。

## &lt;主な事業例&gt;

- 有害物質使用状況調査の実施
- 有害大気汚染物質調査や大気・地下水・土壤中のダイオキシン類調査などの実施
- ダイオキシン類排出削減の指導



自動車排出ガス測定局(招提局)

## コラム

## モニタリングサイト 1000

## モニタリングサイト 1000 とは

環境省では、日本全国で1000か所程度のモニタリングサイト(調査地)を設定し、100年間の長期にわたり継続してモニタリング調査を実施することで、自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握していくこととしています。このモニタリングにより、生物多様性の保全対策の迅速な検討・実施を行うことが可能となります。

モニタリングサイト(調査地)は、様々な生態系の動向を把握するため、生態系タイプ(森林・草原、河川・湖沼・湿原、里地里山など)ごとに、バランスよく全国に配置されています。

## モニタリングサイト 1000 の里地調査

里山とは、樹林地、農耕地、ため池、水路及び集落や屋敷林などが連たんする景観で、生活と一体となった地域のことです。

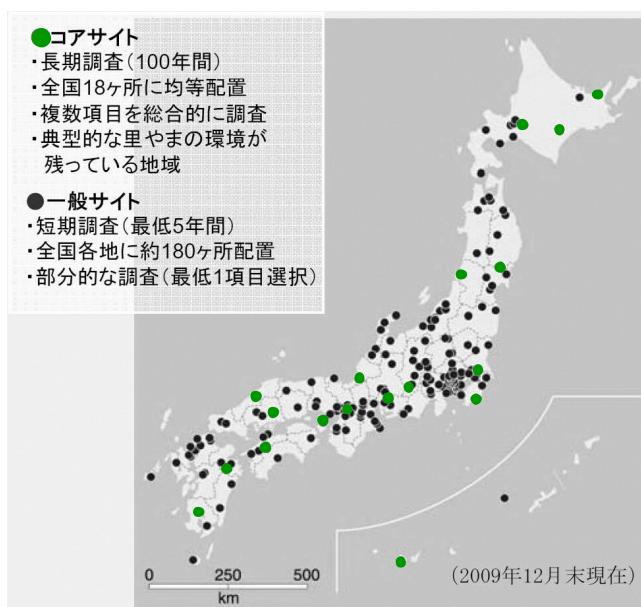
津田・尊延寺・穂谷地区には、人と自然・生物が共存する里山が残されています。これらの里山は、棚田やため池、農耕地、森林などのさまざまな環境が組み合わさっており、棚田やため池の土手には里草地の植物が豊富に生育しています。また、オオタカやサシバなどの猛禽鳥類の生息を支える豊かな生物相も存在しています。しかし、農をめぐるさまざまな状況の変化から、里山の自然を維持していくことが困難にあることから、里山は全国的に失われつつあり、大阪の代表的な里山であるこの地域も例外ではありません。

穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト 1000」の里地タイプのコアサイト(重点調査地域)として選定され、平成18年度から専門家、NPO、ボランティアの市民によって調査が行われています。



穂谷の里山

- コアサイト
  - ・長期調査(100年間)
  - ・全国18ヶ所に均等配置
  - ・複数項目を総合的に調査
  - ・典型的な里やまの環境が残っている地域
  
- 一般サイト
  - ・短期調査(最低5年間)
  - ・全国各地に約180ヶ所配置
  - ・部分的な調査(最低1項目選択)



モニタリングサイト 1000 里地調査サイト

出典:財団法人日本自然保護協会

## 第4章

# 計画の推進

4. 1 各主体の役割

4. 2 計画の推進

4. 3 環境指標

## 4. 1 各主体の役割

基本計画を推進していくにあたって、市民・事業者・行政の各主体は、それぞれの役割を十分認識し、環境保全の取り組みを推進していくことが重要です。

### 1) 行政の役割

- 基本計画に掲げためざすべき環境像や基本目標の実現に向けて、環境保全に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。
- 自らも事業者であることを自覚し、率先して環境負荷を低減するための取り組みを行う必要があります。
- 市民・事業者の環境意識を高めるとともに、自主的な環境保全活動が促進されるような取り組みを行う必要があります。
- 市民・事業者や国・大阪府・近隣自治体などと連携を図りながら、取り組みを推進していく必要があります。

### 2) 市民の役割

- 日常生活が環境に負荷を与えていていることを理解するとともに、環境問題が市民一人ひとりの問題であることを自覚し、自分たちの力で環境を守り、育てていくといった意識を持ち、環境保全の取り組みを行う必要があります。
- 行政が実施する環境に関する施策に協力するとともに、地域における環境保全活動に積極的に参加する必要があります。
- 環境関連市民活動団体については、上記のほか、市民の先導的な役割を果たすとともに、自らの活動を通して市民の環境保全活動への参加を促す必要があります。また、環境関連市民活動団体の間でも連携を図り、環境保全の取り組みの輪をさらに広げていく必要があります。

### 3) 事業者の役割

- 自らの事業活動が環境に負荷を与えていることを認識し、未然に環境への影響を低減するとともに、環境保全の取り組みを行う必要があります。
- 環境に配慮した製品・サービスの提供など、自らの事業活動を通して環境負荷の低減を図る必要があります。
- 行政が実施する環境に関する施策に協力するとともに、地域における環境保全活動に積極的に参加する必要があります。

## 4. 2 計画の推進

### 1) 推進体制

本計画は、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を踏まえ、自主的・積極的に取り組みを推進するとともに、相互に連携・協力して推進していきます。

#### (1) 枚方市環境行政推進本部

「枚方市環境行政推進本部」で環境の保全と創造に関する施策について、総合的な調整を行い、本計画を推進します。

#### (2) 環境関連市民活動団体

「NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議」などの環境関連市民活動団体と連携・協力を図りながら、環境保全の取り組みを推進します。

#### (3) 枚方市地球温暖化対策協議会

「枚方市地球温暖化対策協議会」と連携・協力を図りながら、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進します。

#### (4) 国・大阪府・近隣自治体

国・大阪府・近隣自治体と連携・協力を図りながら、広域的な視点から環境保全の取り組みを推進します。

### 2) 進行管理

本計画の進行管理については、環境マネジメントシステムに基づき行います。施策・事業の進捗状況等の結果については、学識経験者・市民・各種団体などの委員で構成している「枚方市環境審議会」に報告し、意見・提言を受けるとともに、「ひらかたの環境（環境白書）」やホームページ等で公表します。また、施策評価制度との整合を図りながら、今後の施策展開等を図ります。

## 4. 3 環境指標

施策の進捗状況を把握するため、施策分野別に環境指標を設定します。環境指標は、「枚方市第4次総合計画第2期基本計画」の進行管理を行うために構築された施策評価制度の施策指標などを用いて設定しています。

### 1)すべての主体が環境保全活動に参加するまち

#### ○環境教育・環境学習の推進

項目	現状（H21年度）	目標（H27年度）
環境出前講座の参加件数	14件	30件
東部清掃工場施設見学者数	3,446人	4,000人
学校園における環境保全の取り組み件数	162件	200件

#### ○環境保全活動の推進

項目	現状（H21年度）	目標（H27年度）
ISO14001等を認証取得している市内の企業数	65事業所	80事業所
枚方市地球温暖化対策協議会の事業として活動した企業数	228事業所	250事業所
環境保全活動に取り組んでいる市民団体数	41団体	50団体

### 2)地球環境への負荷が少ないまち

#### ○地球温暖化対策の推進

項目	現状（H21年度）	目標（H27年度）
市民1人当たりの市内の二酸化炭素排出量	(H19年度) 4.1t-CO <sub>2</sub>	(H24年度) 3.3t-CO <sub>2</sub>
公共建築物における太陽光発電量	240kW	300kW

### 3) 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち

#### ○自然環境の保全

項目	現状（H21年度）	目標（H27年度）
里山ボランティア育成講座修了者数（累計）	154人	250人
里山保全活動団体の活動日数（累計）	650日	2,000日
自然保护啓発イベント参加者数（累計）	422人	1,000人
自然観察会の開催回数	4回	8回
市民1人あたりの公園面積	4.98m <sup>2</sup>	8.5m <sup>2</sup>
街路樹延長（市道のみ）	32.7km	36km

#### ○「農」を活かしたまちづくり

項目	現状（H21年度）	目標（H27年度）
学校給食での地元産農作物の使用率	17.3%	(H24年度) 30%※
エコ農産物認証申請栽培面積	4,414.76a	4,500a
農業ふれあい体験者数	8,107人	8,200人
食農体験学習実施校数	11校	20校

※枚方市食育推進計画における平成24年度の使用目標（大阪府内産を含む）

### 4) 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち

#### ○環境にやさしいまちづくり

項目	現状（H21年度）	目標（H27年度）
建築協定の地区数	34地区	40地区

## ○美しいまち並みの確保

項目	現状（H21年度）	目標（H27年度）
アダプトプログラムの参加団体数	32団体	45団体
歴史関連イベント参加者数（累計）	2,353人	5,600人

**5) 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、  
資源が循環しているまち**

## ○循環型社会の構築

項目	現状（H21年度）	目標（H27年度）
市民1人当たりの1日のごみの量	880g	832g
ごみの資源化率	23.3%	27.6%
レジ袋削減のアンケート協力者数	3,593人	4,000人
廃棄物減量等推進員の人数	510人	540人

## ○良好な水循環の保全と活用

項目	現状（H21年度）	目標（H27年度）
環境基準の達成状況（水質）	86.2%	100%
公共下水道人口普及率（行政人口に対する整備人口の割合）	92.3%	97%

## ○良好な生活環境の確保

項目	現状（H21年度）	目標（H27年度）
環境基準の達成状況（大気）	73.5%	100%
環境基準の達成状況（騒音）	94.0%	100%

## 付属資料

- 資料1 質問 ..... 資料-1
- 資料2 答申 ..... 資料-3
- 資料3 枚方市環境審議会及び環境基本計画改定部会委員名簿 ..... 資料-4
- 資料4 枚方市環境審議会における審議経過 ..... 資料-6
- 資料5 市民ワークショップ ..... 資料-7
- 資料6 枚方の環境をお知らせする会 ..... 資料-7
- 資料7 市民アンケート ..... 資料-8
- 資料8 用語説明 ..... 資料-16
- 資料9 枚方市環境基本条例 ..... 資料-20

## 資料1 諒問

環総第154号  
平成22年7月2日

枚方市環境審議会  
会長 浅野 浅春 様

枚方市長 竹内 倭

枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（諒問）

標題の件に関し、環境の保全及び創造に関する施策の計画的な推進のあり方について、  
枚方市環境基本条例（平成10年枚方市条例第1号）第26条第2項第1号の規定に基づ  
き、諒問します。

別紙の諒問趣旨に沿い、調査・審議の上、答申をお願いします。

(別紙)

## 諮詢趣旨

枚方市環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、本市における環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 13 年 2 月に枚方市環境基本条例に基づき策定し、市民・事業者とともに諸施策を展開してまいりました。

基本計画の策定後、9 年が経過し、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。特に、地球温暖化については、私たちの生存に大きな影響を与える問題として重要性・危険性が高まり、「低炭素社会」の実現に向けて取り組みが本格的に進められています。また、生物多様性やヒートアイランドなどの問題も大きくクローズアップされるようになりました。

本市としては、基本計画が平成 22 年度に計画期間を満了することもあり、これまでの施策の実施状況や現在直面している環境問題、将来にわたる課題、社会経済状況の変化等を踏まえ、今後の環境政策の目標、展開する施策等について検討する必要があると考えております。また、今日の環境問題を解決するためには、市民・事業者・行政の各主体の役割と責任を明確にし、連携・協力して環境に関する施策を展開していくことが非常に重要なっています。

つきましては、基本計画を改定するにあたり、基本計画の見直しに係る基本的な考え方について、貴審議会の意見を求めるものです。

## 資料2 答申

平成22年11月26日

枚方市長 竹内 倏 様

枚方市環境審議会  
会長 浅野 浅春

枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（答申）

平成22年7月2日付け環総第154号にて諮問がありました「枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について」について審議を行った結果、別添のとおり答申します。

（別添 略）

### 資料3 枚方市環境審議会及び環境基本計画改定部会委員名簿

#### 1) 枚方市環境審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	現 職 等
◎浅野 浅春	関西外国語大学 国際言語学部 教授
石川 聰子	大阪教育大学 教育学部 准教授
稻森 郁子	市民公募
今田 晃	市民公募
柿丸 裕	社団法人枚方青年会議所 室長
川合 進二郎	大阪歯科大学 生物学教室 教授
小杉 緑子	京都大学大学院 農学研究科 助教
下野 辰久	大阪国際大学 人間科学部 教授
○高橋 さち子	龍谷大学非常勤講師、滋賀女子短期大学非常勤講師
田中 隆夫	北大阪商工会議所 常務理事・事務局長
田中 みさ子	大阪産業大学 人間環境学部 准教授
永嶋 里枝	枚方法律事務所 弁護士
西岡 誠語	枚方市工業会 代表幹事
野田 奏栄	社団法人大阪自然環境保全協会 理事
弘田 徹	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所河川環境課 課長
増田 啓子	龍谷大学 経済学部 教授
松宮 治市	北河内農業協同組合 理事
丸井 晶子	特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 理事長
三田村 宗樹	大阪市立大学大学院 理学研究科 教授
峯川 章子	大阪府枚方保健所 所長
三輪 信哉	大阪学院大学 国際学部 教授
藪本 久美	枚方市立小学校長会（中宮北小学校 校長）

◎は会長、○は副会長

## 2)枚方市環境審議会環境基本計画改定部会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	現 職 等
稻森 郁子	市民公募
今田 晃	市民公募
○下野 辰久	大阪国際大学 人間科学部 教授
田中 隆夫	北大阪商工会議所 常務理事・事務局長
田中 みさ子	大阪産業大学 人間環境学部 准教授
野田 奏栄	社団法人大阪自然環境保全協会 理事
増田 啓子	龍谷大学 経済学部 教授
丸井 晶子	特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 理事長
◎三輪 信哉	大阪学院大学 国際学部 教授

◎は部会長、○は副部会長

## 資料4 枚方市環境審議会における審議経過

枚方市環境審議会における審議経過は、以下のとおりです。

本計画の策定にあたり、平成 22 年 7 月の諮問に対して、全 5 回の枚方市環境審議会環境基本計画改定部会での検討を踏まえ、平成 22 年 11 月に答申を行いました。

年月日	会議名	主な審議事項
平成 22 年 7 月 2 日	第1回枚方市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（諮問）</li> </ul>
平成 22 年 8 月 3 日	第1回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議スケジュールについて</li> <li>・枚方市の環境の現状と課題について</li> </ul>
平成 22 年 9 月 7 日	第2回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市環境基本計画に基づく主な取り組みについて</li> <li>・基本目標について</li> <li>・施策の体系について</li> </ul>
平成 22 年 10 月 1 日	第3回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会報告案について</li> </ul>
平成 22 年 10 月 15 日	第4回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会報告案について</li> </ul>
平成 22 年 10 月 29 日	第5回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会報告案について</li> </ul>
平成 22 年 11 月 17 日	第2回枚方市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会報告について</li> <li>・答申案について</li> </ul>
平成 22 年 11 月 26 日		<ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（答申）</li> </ul>

## 資料5 市民ワークショップ

市民ワークショップは、環境基本計画の改定に先立ち、環境保全活動への関心や参加意欲の向上、環境保全活動を担う人材や組織の発掘・育成を図ることを目的に開催しました。

	年月日	内容
第1回	平成22年7月7日	・ワークショップの方針 ・テーマ等の設定
第2回	平成22年8月3日	・テーマとゴール（アウトプット）の検討 ・テーマの手順や必要資料等の意見交換
第3回	平成22年8月27日	・テーマからゴールに向けた意見交換や作業
第4回	平成22年9月29日	・成果のたたき台についての意見交換と作業
第5回	平成22年10月14日	・ワークショップ成果の仕上げ ・成果の発表
第6回	平成22年12月20日	・ワークショップの総括 ・講師との意見交換

## 資料6 枚方の環境をお知らせする会

枚方の環境をお知らせする会は、枚方の環境の現況や講じている施策について紹介し、市民の環境に対する思いや意見を聞くために開催しました。

	年月日	場所
第1回	平成22年10月18日	南部生涯学習市民センター
第2回	平成22年10月19日	津田生涯学習市民センター
第3回	平成22年10月21日	楠葉生涯学習市民センター
第4回	平成22年10月24日	枚方市市民会館

## 資料7 市民アンケート

アンケートで市政についての意見・提案などを聞く「市政モニター制度」の中で、平成21年度に環境に関するアンケートを実施しました。

■調査対象：郵便による郵送モニター：128人

インターネット利用によるeモニター：78人

合計 208人

■実施期間：平成21年8月28日から平成21年9月14日まで

■回収結果：郵送モニター：配布数128 回答数101 回収率78.9%

eモニター：配布数78 回答数33 回収率42.3%

■調査項目：問1 枚方市内の環境の変化に関する認識について

問2 枚方の代表的な自然環境、都市環境に対する将来の意向について

問3 環境問題に対する将来の希望について

問4 環境に関する行動の実践状況について

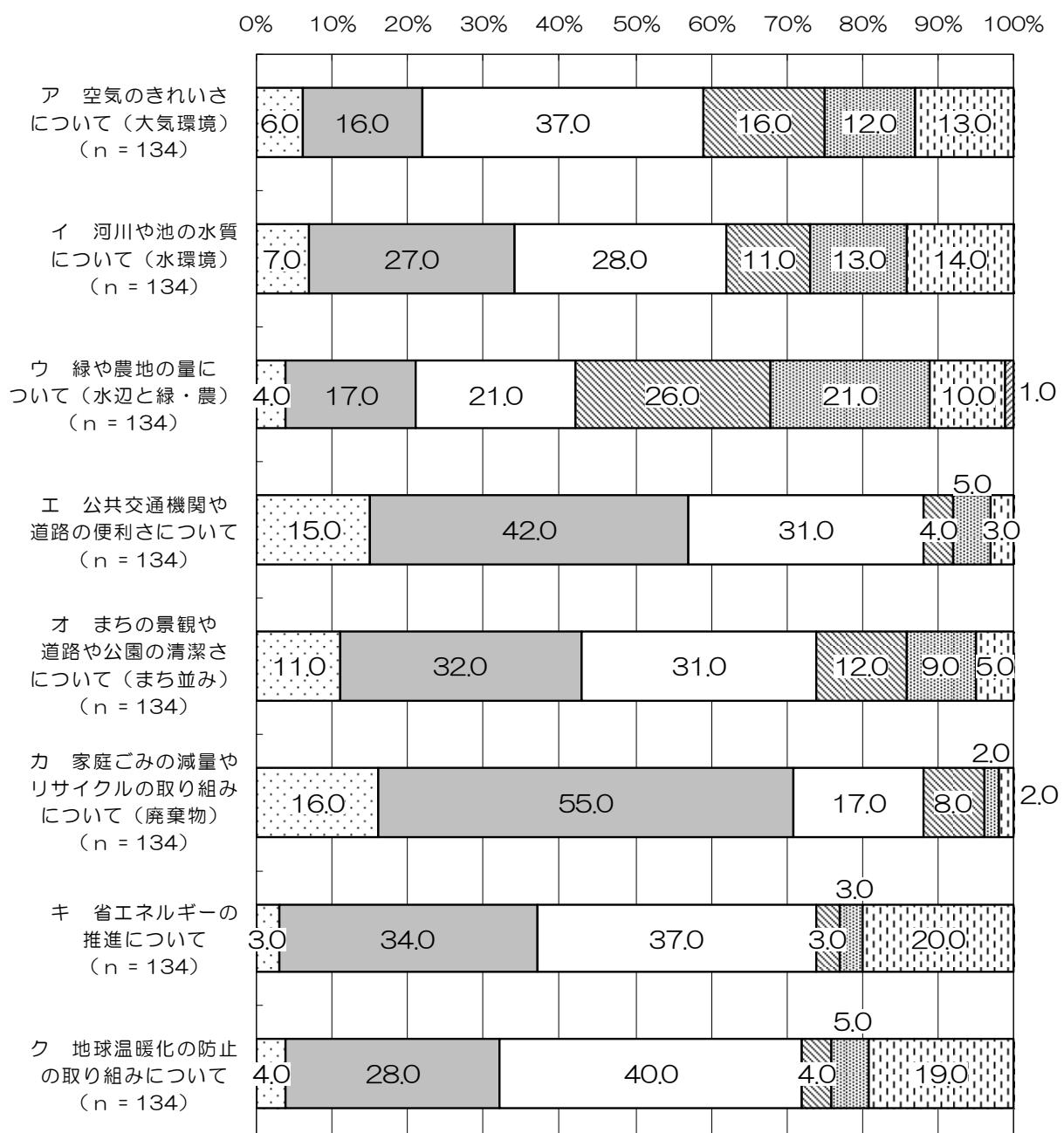
問5 生活する中で改善すべき問題の認識について

問6 環境保全のために行政に期待する取り組みの意向について

問7 既存の環境施策に対する継続性について

**問1 お住まいの周りや枚方市内の環境が10年前(平成11年頃)に比べ、どのように変化したと思いますか。**

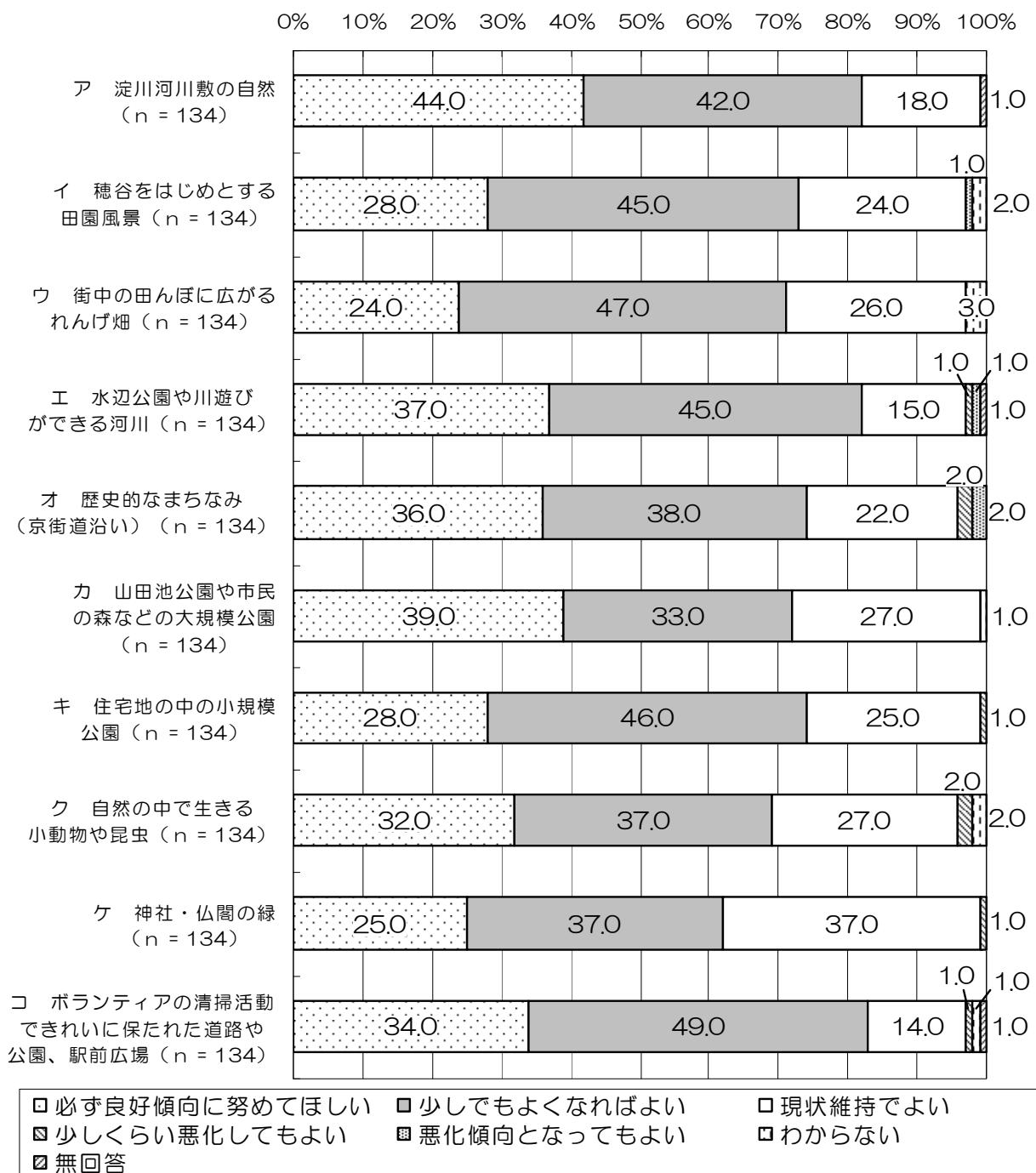
「良くなった」、「やや良くなった」を合わせると、「家庭ごみの減量やリサイクルの取り組みについて(廃棄物)」が71%と最も高く、次に、「公共交通機関や道路の便利さについて」が57%となっています。



□ 良くなった □ やや良くなった □ 変わらない □ やや悪くなった □ 悪くなった □ わからない □ 無回答

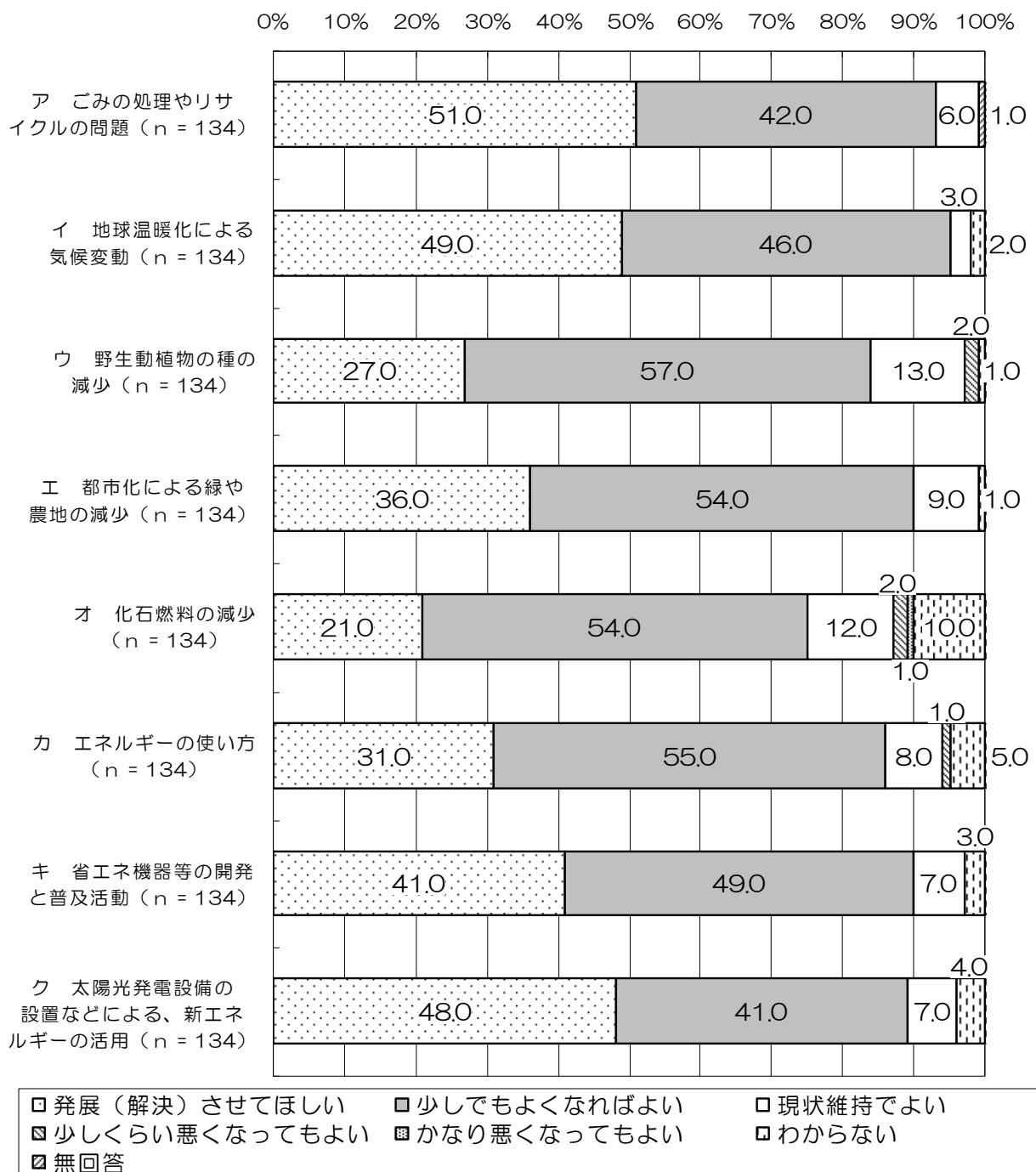
**問 2 枚方の代表的な自然環境、都市環境をあげています。将来、どのようにしていきたいと思いますか。**

「必ず良好傾向に努めてほしい」、「少しでもよくなればよい」を合わせると、「淀川河川敷の自然」が 86%と最も高く、次に、「ボランティアの清掃活動できれいに保たれた道路や公園、駅前広場」が 83%となっています。



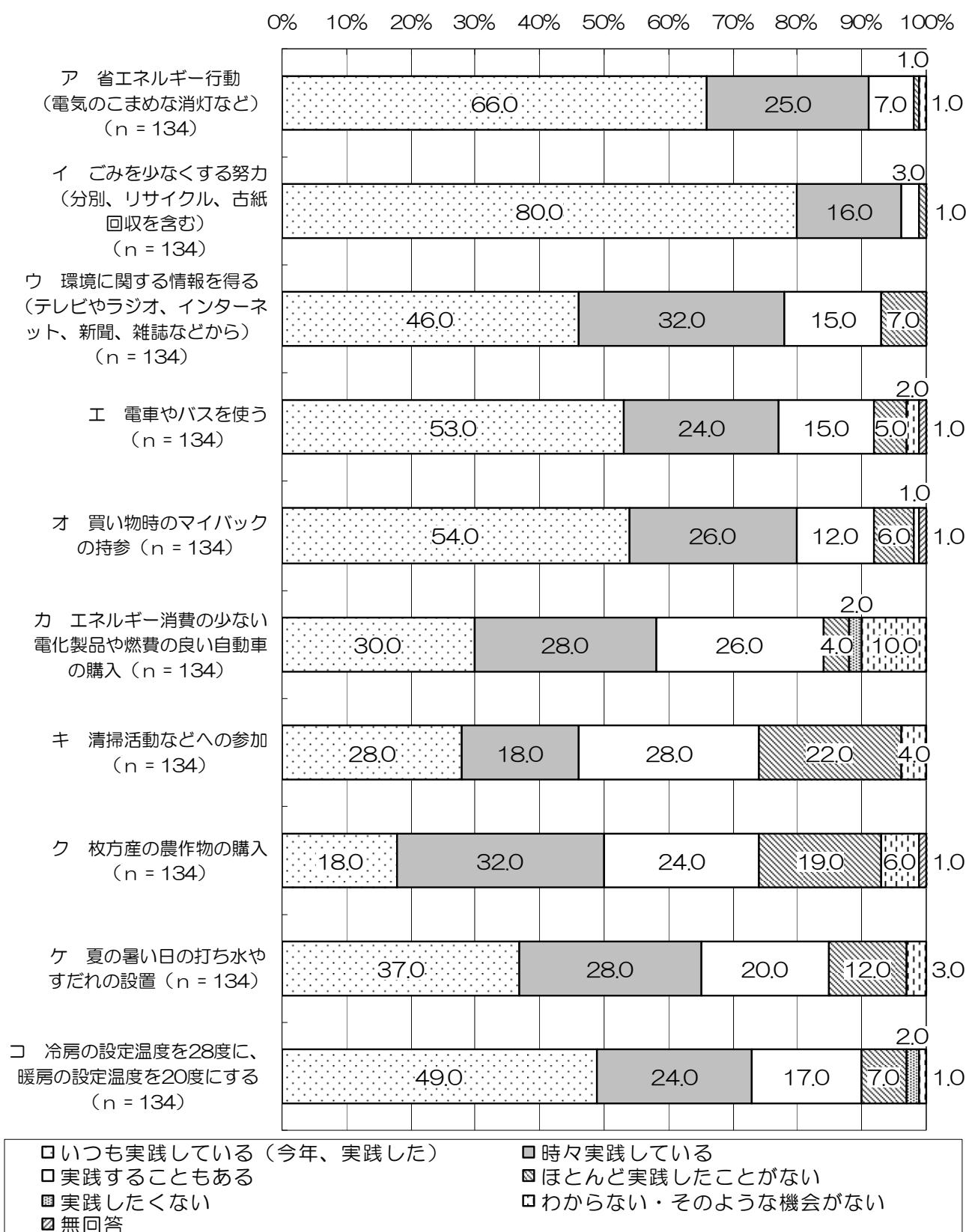
**問 3 いくつか例をあげている環境問題について、将来の傾向がどのようになればいいと思いますか。**

「発展（解決）させてほしい」、「少しでもよくなればよい」を合わせると、「地球温暖化による気候変動」が95%と最も高く、次に、「ごみの処理やリサイクルの問題」が93%となっています。



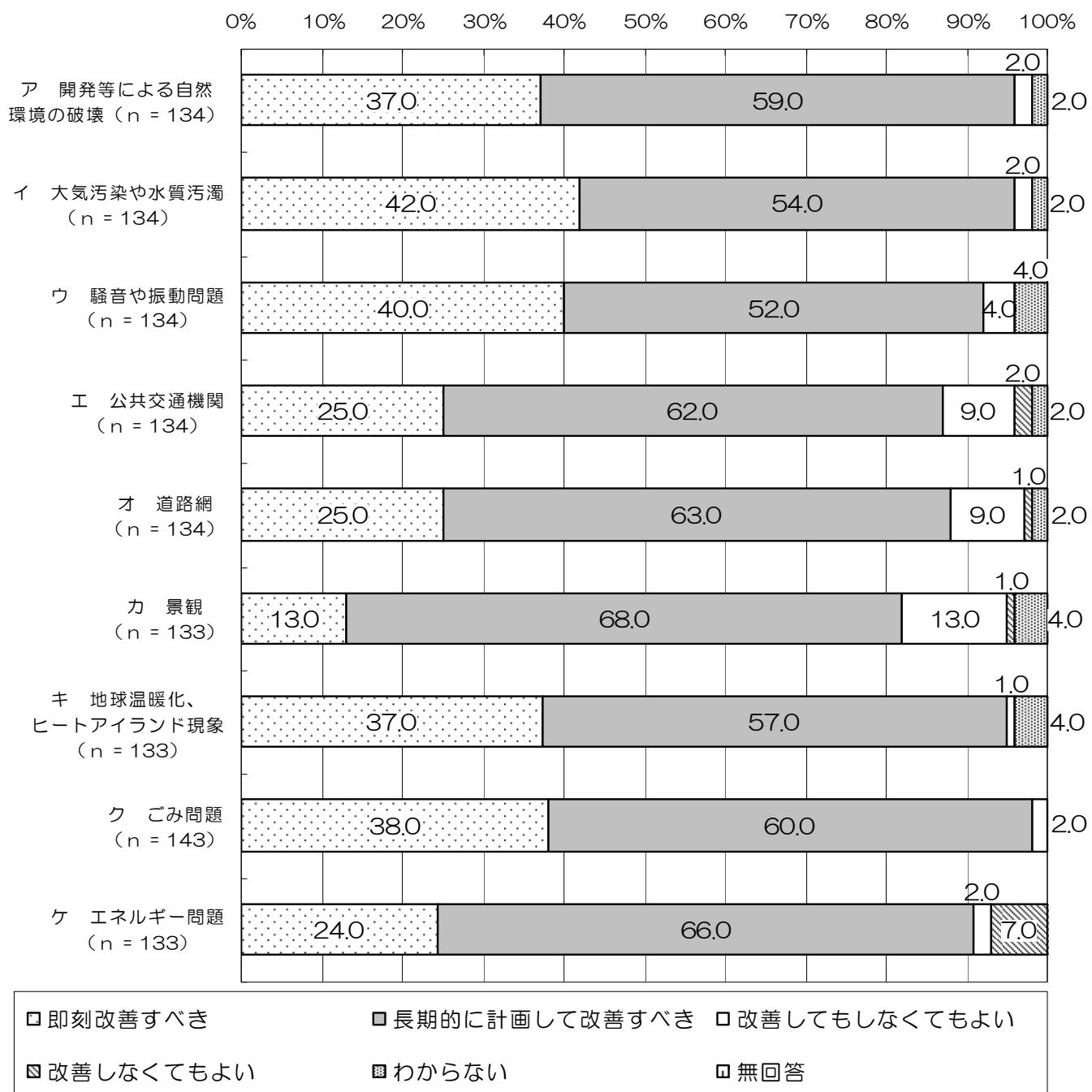
#### 問4 下記のような取り組み(実践行動)を実践されたことがありますか。

「いつも実践している(今年、実施した)」、「時々実践している」、「実践することもある」を合わせると、「ごみを少なくする努力(分別、リサイクル、古紙回収を含む)」が99%と最も高く、次に、「省エネルギー行動(電気のこまめな消灯など)」が98%となっています。



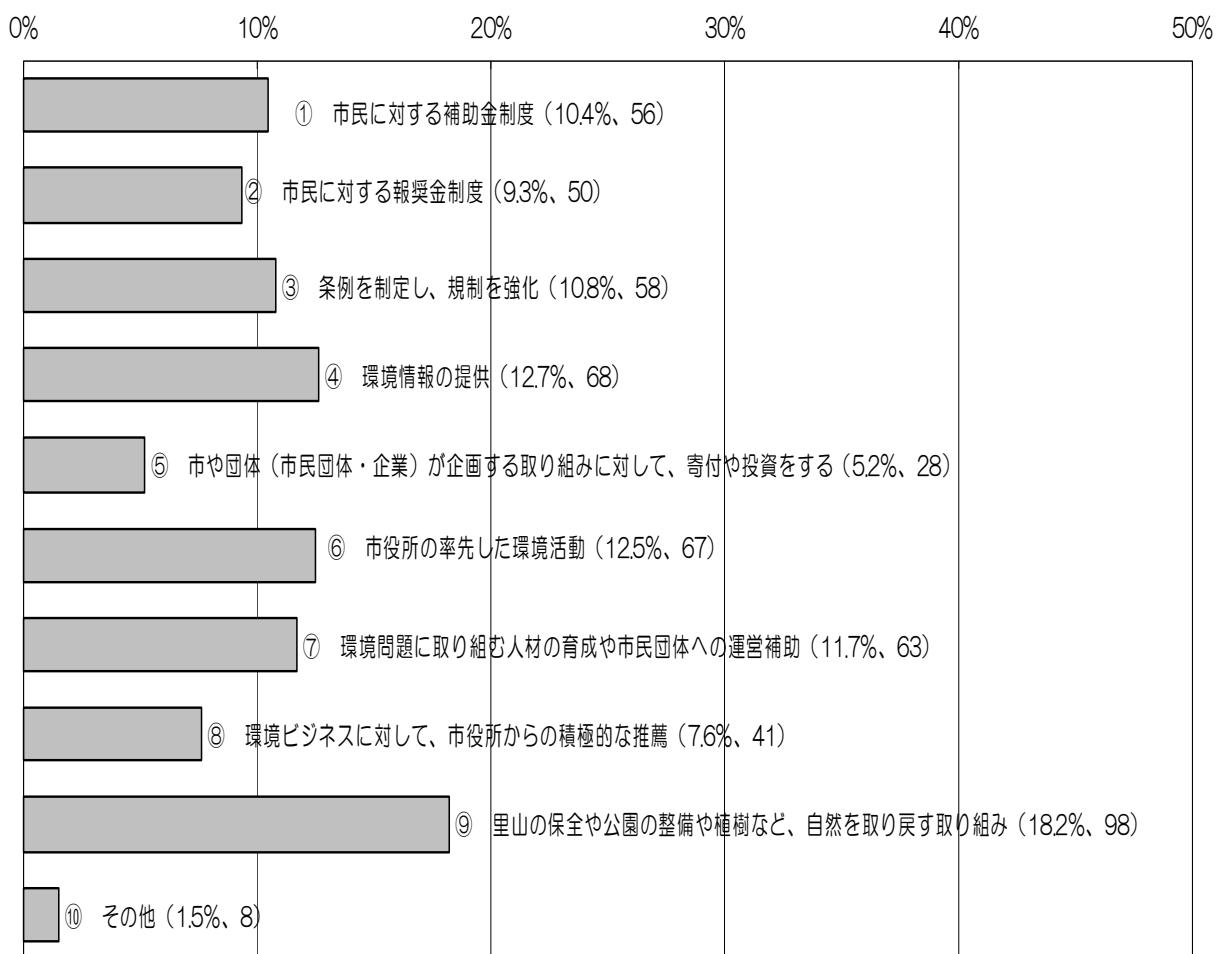
## 問5 枚方市内で生活する中で、改善すべきと思われる問題はどのようなものですか。

「即刻改善すべき」、「長期的に計画して改善すべき」を合わせると、「ごみ問題」が 98% と最も高く、次に、「開発等による自然環境の破壊」と「大気汚染や水質汚濁」が 96% となっています。



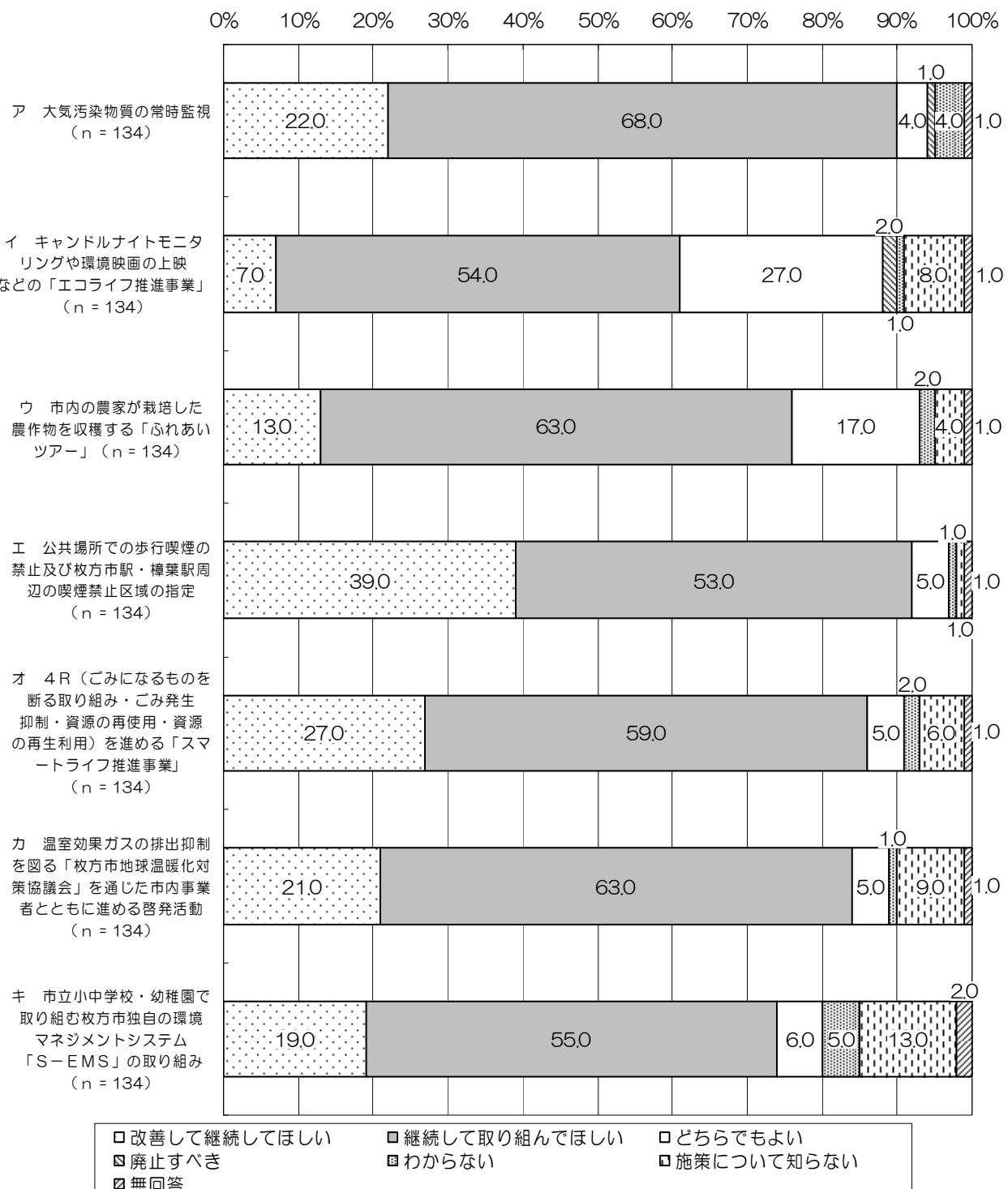
**問6 環境保全のために、枚方市役所に期待する取り組み、望む取り組みといえば、どのようなものですか。(複数回答可)**

「里山の保全や公園の整備や植樹など、自然を取り戻す取り組み」が 18.2%と最も高く、次に、「環境情報の提供」が 12.7%となっています。



**問 7 枚方市では、環境問題について、環境基本計画を策定した当初から環境部門だけではなく、市全体で取り組んでいます。その中で次に上げる環境を守る主な施策について、どうすればよいと思いますか。**

「改善して継続してほしい」、「継続して取り組んでほしい」を合わせると、「公共場所での歩行喫煙の禁止及び枚方市駅・樟葉駅周辺の喫煙禁止区域の指定」が 92%と最も高く、次に、「大気汚染物質の常時監視」が 90%となっています。



## 資料8 用語説明

### ア行

#### アイドリングストップ

自動車の停車時にエンジンを停止すること。

不必要的アイドリングをやめれば、自動車の燃料が節約でき、排出ガスや二酸化炭素の削減効果があるので、大気汚染や地球温暖化の防止に繋がる。

#### アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。耐熱性、絶縁性、耐摩耗、耐薬品性等の優れた性質を持つことから、建築用材料を中心に広範囲な製品に使われていた。微細な繊維の状態で容易に大気に浮遊し、これを多量に吸入すると、肺ガン、悪性中皮腫などの原因になる。

#### アダプトプログラム

市民グループや企業などの団体が、地域に根差した社会貢献活動として一定区域の美化の管理を担う制度のこと。

#### 一酸化炭素 (CO)

無色・無臭の气体で、毒性が強く、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱める。炭素を含む燃料等が不完全燃焼するときに発生し、自動車の排出ガス中にも含まれる。

#### 一酸化窒素 (NO)

無色・無臭の气体で、空气中で燃焼すると発生する。大気汚染で問題となる窒素酸化物の1つであり、空气中で二酸化窒素となる。ボイラーや自動車からの排出ガス等に含まれる。

#### エコアクション21

環境省が策定したガイドライン。環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツールであり、中小企業等においても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるように工夫されている。

#### 大阪エコ農産物

農薬の使用回数や化学肥料の使用量が慣行栽培の半分以下で栽培された農産物として、大阪府が認証したもの。

#### 大阪府酸性雨調査連絡会 (APSN-OSAKA)

大阪府域における酸性雨の状況を把握するため、大阪府・府内市町村で構成する組織。梅雨期と秋期に酸性雨共同調査を実施しており、調査結果の報告と酸性雨関連情報の共有を行っている。

### 大阪府フロン対策協議会

フロンの回収・処理を推進するための啓発活動等を行うため、大阪府・府内市町村・関係業界団体・消費者団体等で構成する組織。

#### オゾン層

地上から10~50km上空の成層圏にあるオゾンが多く存在している層のこと。太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守っている。

近年、フロンの放出等によりオゾン層破壊が確認されており、有害な紫外線の増加による皮膚がんや白内障などの人の健康への影響などが問題となっている。

#### 温室効果ガス

太陽光により暖められた地表面から放射される赤外線を大気中で吸収し、その一部を再放射して地表付近の大気を暖める気体のこと。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等がある。

### 力行

#### 学校版環境マネジメントシステム (S-EMS)

市内の全公立小中学校と幼稚園を対象に、教職員や子どもたちが効果的に環境保全活動に取り組むため、実施している市独自の環境マネジメントシステムのこと。

#### カドミウム (Cd)

摂取すると肝臓や腎臓に蓄積し、機能障害を起こす。また、骨軟化症を起こすこともある。主な発生源は、亜鉛や銅の採鉱精錬加工、電池の製造、メッキ等である。富山県神通川流域に発生したイタイイタイ病は、カドミウムが原因である。

#### 環境影響評価（環境アセスメント）

開発行為等を実施するにあたって周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測及び評価とともにその結果を公表し、地域住民等の意見を聴き環境保全に配慮することにより、環境汚染を未然に防止する制度。

#### 環境会計

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取り組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し、公表する仕組み。

### 環境基準

環境基本法に基づく環境保全に係る行政上の政策目標で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

### 環境マネジメントシステム（EMS）

企業等が自主的に環境保全に関する取り組みを推進するために、環境に関する方針や目標を定め、これらの達成に向けて実行し、その結果を点検して方針等を見直すという一連の体制・手続き等の仕組みのこと。代表的なものとして、国際標準化機構（ISO）が発効したISO14001がある。

### 気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）

地球温暖化防止に関する取り組みを国際的に協調して行っていくために、平成9年12月に京都で開催された会議。この会議で、京都議定書が採択された。

### 京都議定書

平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された。先進各国の温室効果ガスの排出量の削減目標が定められており、日本は第一約束期間（平成20年～24年）における温室効果ガスの平均排出量を、平成2年に比べて6%削減するという目標が割り当てられている。

### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、できる限り環境への負荷が少ないものを選んで優先的に購入すること。

### グリーンコンシューマー

できる限り環境への負荷が少ない製品やサービスを選ぶなど、環境に配慮した行動をする消費者のこと。

### 建築協定

建築基準法で定められた基準に上乗せする形で地域の特性等に基づく一定のルールを地域住民が自主的に取り決めて、お互いに守り合っていくことを約束する制度。

### 光化学オキシダント

工場のばい煙や自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことによって生成されるオゾンなどの二次的汚染物質の総称。光化学スモッグの原因となる。

### 光化学スモッグ

光化学オキシダントが大気中に滞留し、白くもやがかかつた状態になることをいう。光化学スモッグは、日差しの強い夏季に発生しやすく、目や呼吸器を刺激したり、植物を枯らしたりする。

### コミュニティバス

通常の路線バスではカバーしにくい比較的小さな地域の公共交通需要に対応するために運行するバスの総称。

### サ行

### 再生可能エネルギー

自然環境の中で起こる現象から取り出しができ、エネルギー源として永続的に利用することができるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどがある。

### 里山

樹林地、農耕地、ため池、水路及び集落や屋敷林などが連たんする景観で、生活と一体となった地域。

### 酸性雨

化石燃料の燃焼などにより大気中に放出される二酸化硫黄や窒素酸化物などの酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象のこと。この結果、河川・湖沼・土壤が酸性化し、建造物・文化遺産などに悪影響が及ぶことが懸念されている。

### 循環型社会

廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。

### 食育

食育基本法の中で「生きる上での基本であって、知育、德育、および体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とされている。

### 水素イオン濃度（pH）

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値。pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。

## スマートライフ

リフューズ（無駄にごみとなるものは断る心がけ）・リデュース（ごみが出ないようにする心がけ）・リユース（できるだけ繰り返し使う心がけ）・リサイクル（資源として再利用する心がけ）の4Rの取り組みを通して、環境にやさしい生活を実践すること。

## 生物化学的酸素要求量（BOD）

河川水等の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機汚染物質が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量（単位 mg/L）のこと。この数値が大きいほど水中の有機汚染物質の量が多いことを示している。

## 生物多様性

すべての生物の間に違いがあること。動物・植物・微生物など様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種の中でも異なる遺伝子により個性がある「遺伝子の多様性」、森林・里山・河川・湿原など様々なタイプの自然がある「生態系の多様性」を意味する包括的な概念。

## 全シアン

シアン化合物の総称。シアンイオン、シアン化水素、金属のシアン化物、金属シアン錯体、有機シアン化合物などの形で存在する。生体への蓄積性はないが、急性毒性を引き起こす。人体に吸収されると、血液中で呼吸酵素を阻害し、頭痛、吐き気、浮腫などを引き起こす。

## タ行

### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナー-PCB）の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成する。その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

## 大腸菌群数

糞便による汚染の度合いを示す指標で、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、検水 1mL 中の個数（正確には培養後のコロニー数）または、検水 100mL 中の最確数（MPN）で表される。

## 堆肥

有機物を微生物の働きによって分解・発酵させたもの。土壤改良材として用いる。

## 地球温暖化

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等の温室効果ガスの濃度が大気中で増加し、地表面付近の気温が上昇すること。IPCC 第4次評価報告書では、気候システムに温暖化が起こっていると断定している。

## 地区計画

安全で快適なまち並みの形成や良好な環境の保全を図るために、地区の特性に応じて、区域内に必要な道路や公園などの地区施設の配置や、建築物の用途・形態などの規制を定める都市計画。地区計画は、開発行為や建築行為等の適正な誘導を図る。

## 窒素酸化物（NOx）

窒素の酸化物の総称。大気汚染物質としては主に一酸化窒素、二酸化窒素がある。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。

## 低公害車等

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの自動車をいう。具体的には、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車、プラグインハイブリット自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車、LPG 自動車をいう。

## 低炭素社会

温室効果ガスの排出を最小化するための配慮が徹底され、生活の豊かさを実感できる社会。

## ナ行

### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

空気より重い無色の気体で、腐敗した卵に似た刺激臭があり、目、皮膚、粘膜を刺激する。硫黄を含む石油や石炭の燃焼時に排出され、大気汚染や酸性雨の原因となっている。亜硫酸ガスともいう。

### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

赤褐色の刺激性の気体で、水に溶解しにくい。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。人体に吸収されると肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

## ハ行

### 微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粒子状物質のうち、その粒径が  $2.5\mu\text{m}$  以下のもの。

### ヒートアイランド

都市化の進展に伴う建築物、舗装等による地表面被覆の人工化や都市活動に伴う人工排熱の増加等により、都市中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

### 浮遊物質量 (SS)

河川等のにごりの度合いを示す指標で、粒径  $2\text{mm}$  以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称。数値が大きいほど水がにごっていることを示す。

### 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の汚染物質で、その粒径が  $10\mu\text{m}$  以下のもの。主成分は、二次生成塩、砂塵、海塩粒子などである。

## マ行

### 緑の回廊

野生生物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すために、森林や緑地などが相互に連結された空間のこと。

### 緑のカーテン

夏の日射しを遮るために、日当たりの良い窓辺や壁面などにつる性の植物（ゴーヤや琉球アサガオなど）をカーテン状に育てたもの。

### 緑のじゅうたん

小中学校のグラウンドなどを芝生化したもの。

### モニタリグサイト 1000

平成 14 年に環境省で策定された「新・生物多様性国家戦略」に基づき、生物多様性の変化を早期に捉え、適宜、必要な対策を講じるために、地元の専門家や NPO とネットワークを作りながら全国に 1000 か所程度の調査地点を設定し、森林、里地、湖沼、干潟など各生態系を、100 年間の長期にわたってモニタリングしていくというもの。

## モビリティ・マネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が社会的にも個人的にも望ましい方向に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

## ヤ行

### 溶存酸素量 (DO)

水質汚濁の代表的な指標のひとつで、大気中から水に溶け込んでいる酸素の量のこと。汚濁度の高い水中では、消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。一般的にきれいな水ほど酸素は多く含まれる。

## ラ行

### レンゲ栽培米

レンゲ草を植え、それを有機肥料として利用し、施肥量の軽減を図り、栽培した米のこと。

## アルファベット

### IPCC

IPCC とは「気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)」といい、人為的な気候変動のリスクに関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者などに広く利用してもらうことを目的に設立され、評価報告書を定期的に発表している。

### ISO14001

国際標準化機構 (ISO) が規定した、環境マネジメントに関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を低減する活動を継続的に実施するための仕組みを構築するために要求される内容が規定されている。

## 資料9 枚方市環境基本条例

平成 10 年 3 月 27 日  
条例第 1 号

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針(第 8 条)

第 2 節 環境基本計画(第 9 条・第 10 条)

第 3 節 環境の保全と創造を推進するための施策(第 11 条—第 23 条)

第 3 章 地球環境の保全の推進(第 24 条・第 25 条)

第 4 章 環境審議会(第 26 条)

#### 附則

人は、空気、水、大地、太陽などの自然の恩恵のもとに生存してきた。

私たちの枚方市は、大阪と京都の中間に位置し、豊かな自然と歴史、文化に恵まれて、生命をはぐくみ発展してきた。

しかし、都市化の進展や資源・エネルギーの大量消費などを伴った社会経済活動は、生活の利便性を高める一方、身近な自然を減少させ、環境への負荷の急速な増大をもたらし、私たちを取り巻く生態系の微妙な均衡と循環にも影響を及ぼすこととなり、すべての生き物の生命の源であり、人類の存続の基盤であるかけがえのない環境が地球規模で損なわれつつある。

もとより、すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

このため、私たちは、豊かな環境の恵みを享受する一方で環境に対して様々な影響を与えていていることや、地域の環境を良好に維持することが地球環境の保全につながることを理解し、これまでの生活や事業活動を自ら問い合わせ直し、すべての市民の参加と協働によって地域の健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある快適な環境を創造していくよう取り組まなければならない。

この認識のもとに、市民憲章の理念を踏まえ、人と自然とのふれあいが保たれ、景観・歴史・文化など地域の特性を活かした快適で住み良く、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な“環境を思いやるまち枚方”を実現するため、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市における健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の創造(以下「環境の保全と創造」という。)について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくべきこと。
- (2) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現を目指すべきこと。
- (3) 地域における多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。
- (4) 地球環境の保全が人類共通の課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ積極的に推進すべきこと。

### (市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 市は、事業者及び市民の自主的な環境の保全と創造に関する活動への取組の支援に努めなければならない。

### (事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

### (市民の責務)

第 6 条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

### (各主体の協働)

第 6 条の 2 市・事業者・市民は、それぞれの責務の下で、協働して環境の保全と創造に関する施策及び活動を推進するよう努めなければならない。

### (環境の状況等の報告)

第 7 条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

## 第 2 章 環境の保全と創造に関する基本的施策

### 第 1 節 施策の基本方針

第 8 条 環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 野生生物の生息又は生育環境への配慮等により豊かな生態系が保持されるとともに、河川等の水辺地、農地、里山等の自然を適正に保全し、人と自然とのふれあいが図られること。
- (3) 環境に配慮した秩序ある住環境の創出を図り、安全で良好な都市環境が形成されること。
- (4) 水や緑に親しむことができる生活空間の創出、地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的・文化的環境の保全及び活用等により、快適な環境が創造されること。
- (5) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制等を徹底することにより、資源循環型の社会が構築されること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全が推進されること。

## 第 2 節 環境基本計画

### (環境基本計画)

第 9 条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全と創造に関する目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、枚方市環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### (環境基本計画との整合性)

第 10 条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

## 第 3 節 環境の保全と創造を推進するための施策

### (環境影響評価の推進)

第 11 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、当該事業を実施するに当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

### (規制の措置)

第 12 条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるものとする。

### (経済的措置)

第 13 条 市は、事業者及び市民が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資する活動を促進するため、経済的な助成等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民に係る適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるように努めるものとする。

(公害に係る被害救済)

第 14 条 市は、公害に係る健康被害の救済を図るために、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等)

第 15 条 市は、下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全に資する公共施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共施設の適正な整備を図るとともに、これらの施設の健全な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の参加)

第 16 条 市は、環境の保全と創造に資する施策を実施するに当たり、その施策を効果的に推進するため、市民、事業者及びこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)の参加、協力等が得られるように努めなければならない。

(環境教育及び学習)

第 17 条 市は、市民、事業者及び民間団体が自ら環境の保全と創造についての理解を深め、環境の保全と創造に資する活動を行う意欲が増進されるように、施設の整備及び充実を図るとともに、環境の保全と創造に関する教育、学習の振興及び広報活動の充実等に係る必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第 18 条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に資する自主的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の充実)

第 19 条 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査研究の充実及び情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境情報の公開及び提供)

第 21 条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を公開し、適切に提供するように努めるものとする。

(広域的連携)

第 22 条 市は、環境の保全と創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(推進体制)

第 23 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための必要な体制を整備するものとする。

第 3 章 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全の推進)

第 24 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活が地球環境の保全と密接に関係することにかんがみ、市の施策に協力し、地域における地球環境の保全のための活動に積極的に取り組むように努めなければならない。

(地球環境の保全に関する国際協力への貢献)

第 25 条 市は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と連携し、国際協力に貢献できるように努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

第 26 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び答申する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

6 特別の事項を調査審議させるため必要のあるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、特別の事項の調査審議に関し、適當と認める者のうちから市長が委嘱する。

8 審議会は、その担任事務を処理するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(平 11 条例 11・一部改正)

(平 18 条例 31・一部改正)

附 則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 19 日条例第 11 号抄)

この条例は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 16 日条例第 31 号抄)

この条例は、平成 18 年 6 月 16 日から施行する。



**みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方**

## **第 2 次枚方市環境基本計画**

発行年月 平成 23 年 3 月

発 行 枚方市

〒573-8666 枚方市大垣内町 2 丁目 1-20

TEL 072-841-1221

編 集 環境保全部 環境総務課



Trademark of American Soybean Association



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。